ブラジルにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	JEITA 日機輸 日商	(1)	外資企業の駐在員事務所･工事事務所及び支店設立の困難、運営時の多大な負担	**･ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。その会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者) に限られる。** **[非居住者の永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要]** **－非居住者の永住ビザ取得は 2011 年に法令 95/2011 により、60 万 R$の投資又は 15 万 R$で最低 10 名を追加雇用する制度に変更。** **－以前のテンポラリービザは、2 年プラス 2 年でパーマネントビザへの切り替えとなっていたが、法令 99(12 年 12 月 19 日)により 2 年後切り替えが可能となった。**	**･事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。** **･他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。** **･制度撤廃。**	･ブラジル移民局規定 ･94 年 7 月 29 日付決議文第 27 号 ･Resolucao Normativa 10 CNI (97 年 11 月 11 日付) ･法令 95（2011 年 8 月 19 日にて CNI が発行) ･法令 99（2012 年 12 月 19 日にて CNI が発行)
					(対応) ･現地法人には、株式会社（S.A）と有限責任持分会社（Sociedada Limitada（Ltda））の 2 つの形態が存在するが、進出企業の大部分は、設立が比較的簡単な有限会社形式の Limitada をとるのが一般的。州商業登記所、大蔵省収税局、業種により州政府財政局や市当局に登録。労働関連手続きのため社会保険院や労働省にも登録。		
		医機連	(2)	国産化認定における国内 R&D 投資義務･投資回収義務	･国産化認定の一環として、売上の 4%のブラジル国内 R&D 投資が義務づけられているだけでなく、投資回収義務がメーカーに課せられている。	･技術移転要求の排除。	･8248/1991 ･10176/2001 ･11077/2004 ･12431/2011
2	国産化要請･現地調達率と恩典	JEITA 日機輸 日商	(1)	厳しい国産化要請･現地調達要請	･現地企業による部品の購買や、独自の製品仕様を求める動きが見られる。当局の要求次第では、オペレーションが止まってしまうようなリスクも想定される。 ･国産化要求は法律上明文化されていないが、公的資金が適用される鉄道商談では厳しい国産化比率を求められる傾向あり（機器代金の 60%以上、納入列車の 25%以上等）。この対応で現地拠点設立や現地企業との協業（技術提携、生産委託）が必要となり、莫大な投資を要する。 また、国産化比率が低い場合は入札での評価が下がる又はペナルティ支払を求められる等、市場参入障壁となっている。	･貿易投資の制限的措置とならぬよう改善を望む。 ･国産化要求の撤廃･緩和。	･Decree 7716 /2012: 2013-2017 ･PPB(Processo Produtivo Basico) para APARELHOS DE 各カテゴリー ･客先要求
		JEITA 日機輸 日商			･2013 年度以降、特に電気部品のローカル化拡大が推進されている。一方、該当部品メーカーはマナウスに少なく、コスト面、品質面で輸入部品に叶わないものが多く、結果としてブラジル販売製品が高額となる、もしくは利益圧迫につながっている。	･ローカル部品メーカーの育成、参入しやすい環境づくりによる競争強化など。	
		自動部品			･現地部品を 65%以上使用しなければ、自動車の Federal Excise Tax が 30%上乗せされる。その他諸条件もある。ブラジルへの完成車輸出だけでなく、ブラジルでの KD 生産も困難になる。	･規制の撤回。	
					(対応) ･2004 年 12 月、WTO 貿易政策検討において、ブラジルは WTO 政府調達協定に加盟していないが、外資系供給業者に基本的に内国民待遇を与えているものの、国内で製造された電気通信、情報製品に対して国内供給業者に有利な待遇を与えているとしている。WTO 貿易政策検討の勧告に対して、ブラジル外務省は、ブラジル政府は一定の政府調達手段を通じた国内産業の振興を目指しており、引き続き WTO 政府調達協定を批准するつもりはないと指摘した。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2010 年 5 月 5 日、ブラジル財務省は企業の輸出を拡大するための一連の措置の一つとして、政府調達において外国製品よりも国産品の購入を優先すると発表した。この措置の主な目的は、ブラジル製品の国内メーカーを支援することにあるという。またこの国産品は、新たに設定される最低国内調達率要件を満たさなければならない（今後立法化の予定）。現在、連邦政府が製品･サービスの購入に支出している額は年間約 570 億レアル（320 億 US ドル）にのぼる。 ･2011 年 10 月、日、米、EU、韓等は連携して WTO 市場アクセス委員会においてブラジルの工業製品税引上措置に対して懸念を表明した。 ･ブラジルは、2011 年 12 月～2012 年 12 月末の間、65%の現地調達率などの要件を満たさない自動車メーカーに対する最大 30%ポイントの工業製品税（IPI）の引上げ措置を実施。本措置の免除を受けるには、3 つの条件：①企業平均のメルコスール域内の原産地比率が 65%以上、②ブラジル国内で組立て、11 の生産工程中 6 工程以上を実施、③R&D 投資の対総売上高比率が 0.5%以上を満たして認定企業となる必要がある。 ･2012 年 10 月、ブラジル政府は、2013 年より 2017 年までの 5 年間、自動車に対する IPI の 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成等を条件として、ローカルコンテンツ利用量等に応じて IPI を 30%以上減税可能とする新たな自動車政策（イノバール･アウト）を発表。これに対し、日本は、2012 年 5 月及び 11 月、枝野経済産業大臣（当時）よりブラジル開発商工大臣に対し WTO 協定への抵触の可能性を指摘した。2012 年 11 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請。また、2012 年 11 月の WTO 物品理事会において、米 EU 豪とともに懸念を表明した（2013 年版不公正貿易報告書）。 ･2014 年 1 月、ルセフ大統領は、「Marco Civil da Internet」と称する法案を 2 月に議会で可決するべく圧力をかけているといわれている。同法案はインターネットガバナンスに関するもので、最新の法案はインターネットサービス業者、プロバイダーのデータセンターのブラジル国内設置を当局が要請できる規定が含まれている。		
		JEITA 日機輸 日商 日商	(2)	過度な国産化優遇措置による価格競争力喪失	･国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される（輸入税は地域によって違う）。 消費地での生産を優遇する ICMS 税の変更により輸入コンテンツが売価の 40%を超える商品にはインボイスに輸入コンテンツ額の記入義務が課される。 ･国産化優遇税制により、国産企業は輸入税、および工業税が減免される（輸入税は地域によって違う）。現地製造を行って いない企業にとっては、結果として国産企業と比べ、その分価格競争力を失って いる状態である。	･現地調達部材は価格、品質面で改善を要する。 ･優遇税制の撤廃の要求。	･Resolution 13
					(対応) ･2011 年 9 月 16 日、ブラジル政府、一定のローカルコンテント要件を満たさない自動車に対する IPI 税（工業製品税）を一時的に引き上げ。		
		日商	(3)	国産化への優遇	･国産への過剰な優遇あり、調達規制や価格優遇あり、国産しない企業にとって市場参入の障壁となる。	･工場による製造（国産）のみならず、将来の産業育成に重要である高度なノウハウ･トランスファー等人材育成に貢献している企業へも優遇制度を望む。	
		日鉄連	(4)	自国籍船使用優遇	･自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。 SALVADOR 以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。	･制度の撤廃。	
					(対応) ･2003 年版不公正貿易報告において、本措置の問題点を指摘。		
		JEITA 日機輸 日商	(5)	自国保険主義	･国内保険会社の使用を義務付けられ高い料率を要求される。	･国内保険会社の使用の義務を撤廃していただきたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(6)	再保険取引における国内再保険会社への 40%出再義務	･2011 年 4 月より、再保険規制が変更（強化）され、以下のような制限が再保険取引に課されている。 ①IRB（IRB-Brasil Resseguros S.A）を含む国内再保険会社への 40%出再義務化。 ②グループ会社間での再保険取引制限（各契約 20%まで）。 ①により、国内再保険会社による再保険料の価格支配が強化され、元受保険料の価格形成に影響が生じており、また②により、グループ全体での引受キャパシティ提供が困難となり、大規模物件の保険手配に支障が生じている。	･再保険取引規制の緩和。	･保険審議会規則 2010 年 225 号、同 232 号
		日商 日商	(7)	ローカルコンテンツ	･マナウスフリーゾーンの恩典取得には生産基本プロセス（PPB）を満たさなければならない。政府は現地調達が品質、ボリューム、価格共に競争できないアイテムの現調化を強いることがある、最近の例としてテレビのプリント基板の生板の現地調達規制があるが、国内の生板生産の大手の Multec 社が生産を停止した現実がある。 ･州と州との恩典戦争と呼ばれる企業誘致及び、荷降ろしポートの制限を目論んだ上院決議 13 号にて 2013 年 1 月からローカルコンテンツが 60%を下回る生産品には恩恵の適用がされない規制が設けられた。上記の生板の例にもあるように現地調達を増やすにはある程度の時間軸、投資検討、等々を要することが無視されている。	･間接材メーカーの育成、保護の必要性は理解できるがブラジルコストの改善がなければ投資環境は改善されない。 ･ローカルコンテンツの規制はメーカーの意見を充分に取り上げて設定することがマストである。	･2012 年 4 月 25 日付け上院決議 13 号 ･2012 年 11 月 7 日付け細則 19 号 Ajuste Sinief ･2013 年 9 月 16 日付け省際令 290 号
4	撤退規制	日商	(1)	会社清算手続の煩雑	･会社清算時に、一定期間の休眠会社化というプロセス必要となる為、結果として対応が長期化する事実がある。	･会社清算プロセスの簡素化･迅速化。	･民法 207 条～219 条
5	部品産業政策上の規則	日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(1)	部品メーカーに不利な税制恩典	･電子部品の市場が AV 機器から IT･白物家電･自動車に広がっている中で、各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品･材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられ、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。 ･国内に部品産業としてのサプライ･ベースが存在しない中でセットメーカーの部品調達は輸入に依存せざるを得ない。その為、各種の税制恩典がセットメーカーの部品輸入に対し付与されることから、部品会社が国内での販売取引をしようとしても税制恩典の差からビジネスが不可能に近い。 前記のインセンティブは： ①Lei Hanan：マナウス FTZ での ICMS（商品流通サービス税、17%）の 100%免税。 ②Lei da Informatica：ICMS17%から 7%に減免、IPI（工業製品税、10%-20%）の 100%免税。 ③RECOF：情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。 ④Drawback：製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI（工業製品税）、ICMS(商品流通サービス税）等が免税される。	･税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについては、アマゾン州はパネル現地取立てに特別な恩典を付与している。 ･税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					⑤Regime Automotivo：自動車分野に対しての I..I..（輸入税）の 40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが 50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアーが不可能。 ⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。（法律 10485/11.2003） 国内に現実には製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業が PPB を申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている（RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。電子部品の市場、AV 機器から IT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。		
		日商	(2)	マナウス生産インセンティブ取得条件の現地部品率の拡大	・マナウス生産インセンティブ取得条件（Suframa PPB）の現地部品率が拡大している。2013 年度以降、特に電気部品のローカル化拡大が推進されている。一方、該当部品メーカーはマナウスに少なく、コスト面、品質面で輸入部品に叶わないものが多く、結果としてブラジル販売製品が高額となる、もしくは利益圧迫につながっている。	・ローカル部品メーカーの育成、参入しやすい環境づくりによる競争強化など。	・PPB(Processo Produtivo Basico) para APARELHOS DE 各カテゴリー
6	外資優遇策の縮小	JEITA	(1)	部品輸入への優遇策の不足	・製造現法では、ブラジルで調達できない部品については輸入しているが、税率は部品も製品も同率になっており、ブラジルでの税金を含めた輸入時の価格が、出荷時価格の 1.5 倍ほどになり、現地製造であるのに価格競争力を生み出しにくい。	・ブラジルで調達できない部品の関税低減。	
		日商	(2)	輸出向け製品への優遇策の不足	・中国製品の流入により、日本製の製品が価格で対抗できない。FOB（Free on Board）のプライスが高い上に、日本から輸入する場合はさらに関税がかかり、日本製品が高額になる要因に。	・輸出向け製品に対する税優遇。	
		日商	(3)	優遇税制の継続性不足	・特定品目に関わる優遇税制の恩恵を受けているが、時限的措置であり継続の保証がないことから長期的経営計画の策定に支障を受ける。	・時限的措置を乱発するのではなく、正式な法改正の手続きを踏まえた恒久化の検討。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	JEITA 日機輸 日商 フル工 建機工 日商 JEITA 日機輸 日機輸	(1)	高輸入関税	・カメラ製品の税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリーが多い。 ・建設機械の輸入品に係る関税等の諸税が他の国と比べ高い。 ・ブラジル国内生産に比べて輸入販売の各種電気製品の関税率は 12%～20%と割高。 ・高関税(18%）が照明器具に使用している電子、銅鉄バラスト（8504.10）に課されている。	・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。 ・税率の見直し。 ・税率の見直し。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」 ・ブラジル税法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸			･多くの国が IJ プリンタ製品に関税をかけているが、特に以下の 2 カ国で障壁となっている。 －ブラジル：プリンタ本体　16%、プリンタ消耗品　0% －アルゼンチン：SFP 30ppm 未満　16%、SFP 30ppm 以上　2%、MFP　12%、プリンタ消耗品　0%		
		化粧品			･化粧品（化学製品）への関税が引き上げられ、25%の高関税となっている。（2012-9）	･関税の低減。	
		フル工			･自動車用油圧緩衝器の輸入関税が 35%以上と高率で、実質的な輸入障壁となっている。	･税率の見直し。	
		日機輸			･単機能プロジェクタが無税(ITA 製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税を課す国が散見される。	･問題解決への働きかけをご検討いただきたい。 ･ITA 拡大に関する最新情報の確認とご提供をいただきたい。 ･今後の動向についても継続的に情報をご提供いただきたい。	
		日商			･メルコスール域外からの輸入に対しては高額の輸入税が課されることで、より安価で高品質の原材料を入手することが困難。	･政治家への陳情、ロビー活動。	
		自動部品			･輸入品への高関税。		
		日商			･高関税。2012 年特に国内産業保護から一時的措置として 100 品目の関税引き上げが実施された。	･保護主義的動きを抑制する様、日本政府から要請を強めてもらいたい。	
		JEITA			**･日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。**	**･水準の適正化検討をして頂きたい。**	
		日機輸			**(対応)** ･ブラジル政府は、比較的高い輸入関税と補助金により、情報通信技術（ICT）製品と保護しており、コンピュータ、プリンタ、モニタ、携帯電話などに対するブラジルの輸入関税は、平均で 20～24%となっている。 ･2010 年 5 月 5 日、ブラジル財務省は企業の輸出を拡大するために、これまで、ブラジルの自動車メーカーは、生産促進措置として、輸入関税率が 40%引き下げられており、現在、自動車部品の輸入関税率は 14～18%であるが、今日、自動車部品の輸入が急激に増加してきたことから、この優遇措置は廃止され、自動車部品の輸入関税率を 40%引き上げ、「正常な水準」に戻すことが決定されたと発表した。新たな措置の狙いは、自動車部品の貿易赤字（2009 年 25 億 US ドル、2010 年 60 億ドルを予想）を削減することにある。但し、この新たな措置の実施には法律の制定が必要となる。 (Ref:ブラジル財務省(http://www.fazenda.gov.br)) ･2011 年 12 月 7 日、ブラジルとメキシコは二国間での戦略的経済統合協定交渉を開始した。 ･2012 年 9 月 4 日、政府は鉄鋼製品、医薬品、石油化学製品、タイヤ、ガラスなど約 100 品目の輸入品の関税（現行関税率は 10%台が中心）を最大 25%引き上げる方針を発表した。メルコスールでの協議を経て、9 月までに導入する見通し。 **(改善)** ･2000 年 1 月 7 日、ブラジルは、非メルコスール加盟国から輸入される自動車部品の輸入関税を 40%削減した。 －2000 年 1 月 1 日、製品により 17%、19%、21%に引下げ －2000 年 1 月 7 日、アルゼンチンの WTO 協議要請に対応して、10.2%、11.4%、12.6%に更に引き下げた ･2000 年 1 月 13 日、幾つかの資本財をメルコスール共通関税制度の例外関税リスト（Ex-Tarifario）に含めた(18%→5%へ削減)。これにより、例外関税リストの産品が 1,450 産品となった。 ･2000 年 3 月 2 日、政府は、メルコスールの関税収束予定表での約束を遵守するため、連邦政令第 3376 号を発行し、メルコスール共通対外関税リストのブラジル基本除外リストから一部品目の除外、または関税削減を行った。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･政府は、2000 年 12 月 28 日、大蔵省第 3704 号を発布し、1) 2001 年 1 月 1 日～2001 年 6 月 3 日の間、Ex-Tarifario リスト 1370 品目の関税率を 5%から 4%に引き下げた。また、2) 2002 年 12 月 31 日までの間、4%の関税率が適用される 414 品目を新たに例外関税（Ex-Tarifario）リストに追加した。 ･2002 年 4 月 26 日、CAMEX は、一部電子製品、電気通信製品、資本財に関する関税率を引き下げた。（84 類、85 類、90 類、95 類：従価税 4%へ） ･2002 年 4 月 26 日、資本財、情報通信機器等のメルコスール共通例外関税品目リストに 155 品目を新たに追加した。（品目数 1874 品目＋155 品目、関税率 14～19%→4%） ･2002 年 8 月 8 日、Gecex は、国産類似品のない建材、医薬品、鉱物、金属製品、鉄鋼製品など 43 品目を Ex-Tarifario リストに追加した。 ･2003 年 5 月 12 日、対外貿易省は、Resolution 13（4%輸入関税）のリスト中の一部電子、電気通信及び資本財製品に対する輸入税を改訂した。有効期間は 2004 年 12 月 31 日まで。 ･2004 年 6 月 23 日付 Resolution No.16 及び 2004 年 7 月 22 日付 Resolution No.21 を公示し、一部電子、電気通信及び機械製品（主として 84 類、85 類、90 類）に対する輸入税を 2%に改定した。 ･2004 年 12 月、WTO はブラジルの貿易政策検討において、ブラジルが①平均関税率を約 10%まで引下げ ②輸入許可案件対象品目の大幅削減を賞賛した。 一方、①タリフピークなどの市場アクセス障壁一部の分野で依然として存在すること、②ブラジルの実行税率と WTO 譲許税率との間で大幅なギャップが存在しているとして改善を求めている。 ･2005 年 3 月 3 日、鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 15 品目の輸入関税が従前 10-15%であったものがゼロとなった。 ･自動車部品の輸入関税が 40%削減された。 ･2006 年 3 月、化学肥料 2 種類、建築用鋼材 3 種類、アルコール、セメント、火力、発電タービン、化織用材料、清掃用スチールウールなど 18 品目の関税を撤廃した。 ･2006 年 5 月、特定の資本財と IT 製品の輸入関税を 2%引き下げた。 ･2006 年 12 月 7 日、CAMEX は、一部資本財（84 類及び 90 類 131 品目、設備システム 86 品目）の輸入関税を 2%に引き下げる決定第 40 号（Resolution N. 40）を公布した。同決定は、メルコスール対外共通関税番号（NCM）の関税品目については、2008 年 12 月 31 日まで 2%の輸入関税が適用される。 ･2007 年 6 月、CAMEX は、一部の情報通信技術（ICT）製品の輸入関税を 2%に引き下げた。 ･2012 年 1 月 31 日、ブラジル政府、国産化率を満たす自動車メーカーの IPI（工業製品税）率を年内 12 月 31 日まで 30%引き下げると発表した（Ordinance No. 01/2012）。 ･2012 年 2 月 13 日、CAMEX、一部の資本財･情報技術製品の輸入関税率を引き下げた。 ･2012 年 9 月 13 日、ブラジル CAMEX、一部技術及び資本財の輸入関税率を引き下げた（CAMEX 決定第 68 号、CAMEX 決定第 69 号）。 ･2013 年 9 月 17 日、CAMEX は、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 73 号、同第 74 号）。 ･2013 年 10 月 23 日、CAMEX は、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 88 号、同第 89 号）。 ･2013 年 11 月 4 日、CAMEX は、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 91 号、同第 92 号）。 ･2013 年 12 月 27 日、CAMEX は、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 119 号、同第 120 号、同第 121 号）。 ･2014 年 3 月 17 日、CAMEX は、情報技術、電気通信及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 19 号、同第 20 号）。 ･2014 年 4 月 9 日、CAMEX は、一部資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 23 号）。 ･2014 年 4 月 28 日、CAMEX は、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 34 号、同第 35 号）。 ･2014 年 5 月 22 日、CAMEX は、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 37 号、同第 38 号）。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2014 年 6 月 23 日、CAMEX は、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 43 号、同第 44 号）。 ･2014 年 7 月 22 日、CAMEX は、銅錫合金板の輸入関税率を一時引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 56 号）。 ･2014 年 7 月 28 日、CAMEX は、一部の炭素鋼板（厚板）及び情報技術製品、電気通信機器、資本財の輸入関税率を一時引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 57 号、同第 58 号、同第 59 号）。 ･2014 年 8 月 12 日、CAMEX は、一部クレーン車等の輸入関税を供給不足のため、一時引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 63 号）。 ･2014 年 9 月 12 日、CAMEX は、一部情報技術製品及び資本財の輸入関税率を引き下げる決定を官報告示した（CAMEX 決定第 79 号、同第 80 号）。		
		日鉄連	(2)	輸入関税率の引上げ	･2012 年 10 月 1 日、鉄鋼を含む 100 品目の輸入関税の引き上げを実施。引き上げ後の税率は最大 25%で、期間は 12 ヵ月間としているが、最長 2014 年 12 月 31 日まで延長が可能。		
		日商 日製紙 日機輸 日機輸	(3)	輸入品への複雑かつ高率の課税	･案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税（役務の輸入の場合）等の税金が課税され高いコストとなる。 ･各種関税の適応が不明確であり、またその税率も極めて高い。 ･複雑な税制により、機械設備の輸入関税が 30%近く掛かり、我が国の高性能機械設備も競争力を失っている。	･税制の簡素化及び税率の削減。 ･関税制度の簡素化と輸入関税率の見直し。 ･公平性を持つ税制にして頂きたい。	･税法
		日鉄連	(4)	反ダンピング措置	･2000 年 5 月 26 日、ステンレス冷延鋼板への AD 税賦課(日本、スペイン、フランス、メキシコ、南ア)。 2005 年 5 月、見直し予定。 2006 年 4 月 18 日、見直しの結果シロ決定。		
					(対応) ･2007 年 6 月、貿易審議会（CAMEX） は、中国を原産地とする卓上ファンの輸入に対して確定 AD 税を課す決定（AD 税は 2007 年 8 月 7 日に発効、最大 5 年間有効、AD 税率は 45.24%）、電気アイロンの輸入に対して 1 台当たり 4.82US ドルの確定 AD 税を課す決定、スピーカーの輸入に対して重量 1 キログラム当たり 2.75US ドルの暫定 AD 税を課す決定、櫛（髪用）の輸入に対して重量 1 キログラム当たり 14.49US ドルの暫定 AD 税を課す決定を公布した。 ･2007 年 12 月 13 日、貿易審議会（CAMEX）は、中国原産の NMC 関税分類番号 8518.21.00、8518.22.00 と 8518.29.90 のシングル･ラウド･スピーカーに確定ダンピング関税を徴収する決議第 66 号を官報に公布した。このダンピング税は、2007 年 12 月 13 日から最長 5 年間有効である。ダンピング税率は、キログラム当たり 2.35 米ドルである。 ･2010 年 8 月 18 日、CAMEX はブラジルの貿易救済措置を迂回する活動の防止を目的として、第三国から輸入され且つアンチダンピング税（AD 税）又は相殺関税の対象となる製品の部分品、部品及び構成部品に対する AD 税及び相殺関税の適用に関する 2010 年 8 月 17 日付け決定第 63 号（Gazette Resolution No. 63 （http://www.jmcti.org/kaigai/Latin/index.htm））を公布した（即日施行）。決定第 63 号が定義する「迂回活動」とは、(1)同一の製品又はすべての点で同様ではないが、貿易救済措置の対象となっている製品の性質と酷似した製品の生産に使用される部分品、部品又は構成部品のブラジルへの輸入、(2)貿易救済措置の対象となる国を原産とする部分品、部品又は構成部品を使用して第三国で生産された製品のブラジルへの輸入、(3)その使用法や最終的な用途を変更しない僅かな修正を施した製品のブラジルへの輸入、又は(4)貿易救済措置の執行を損なうあらゆる活動をいう。決定第 63 号は、新たな迂回防止措置の実質的な規則及び範囲を事実上定めているが、迂回防止措置のための調査とその結果としての貿易救済措置の申請、執行、定期的見直しの方法に関するそれぞれの手続き規則は未だ国際貿易局（SECEX）から公布されておれず、いつ公布されるかも明らかでない。決定第 63 号は、中国産品が第三国を経由してブラジルの貿易救済措置を迂回している反面、中国からの輸入品が大幅に減少しているとするブラジルの国内産業からの訴えを受けて公布されたものである。ブラジル当局によると、特に迂回活動が疑われる製品は、履き物、ヘアブラシ、自転車などであるという。 ･2013 年 11 月 4 日、CAMEX は決定第 94 号にて、中国製の継ぎ目なし炭素鋼管に対するアンチダンピング税適用の最終決定を発表した。 ･2014 年 4 月 22 日、ブラジル開発商工省貿易局は、中国、ウクライナ製低炭素及び低合金熱間圧延鋼板へのアンチダンピング税迂回調査を開始した。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2014 年 6 月 18 日、CAMEX は、ウクライナ製オイル･ガスパイプライン用継目無炭素鋼管に暫定アンチダンピング税を賦課する決定を発表した（CAMEX 決定第 41 号）。 ･2014 年 8 月 20 日、CAMEX は、中国･韓国･台湾製無方向性ケイ素電気鋼板対するアンチダンピング税賦課を一時停止する決定を公布した（CAMEX 決定第 74 号）。		
		日商 日商 日商	(5)	中古機械設備の輸入規制、申請手続の煩雑･長期化	･中古機械を輸入する場合、極めて多岐にわたる資料提出と長期間の審査が必要で実際には輸入出来ないため、グループ内の遊休機械を有効に活用できない。 ･特に中古機械の輸入手続きの簡素化に就いて、2009 年の 2 月と 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会にて問題提起、伯側より一定の理解を得、輸入許可取得に技術証明書の提示は不要となったが、国産品不存在公開審査は未だ必要とされている。 ･中古機械の輸入手続きが複雑で、且つ、頻繁に申請様式が変更となったり、係員の裁量により、手続き速度に差異が発生する。	･中古機械の輸入規制の緩和･撤廃。 ･輸入（申告）手続きの簡素化、書類の簡素化、手続き期間の短縮。 ･類似国産品が存在する場合でも輸入を許可して貰いたい。 ･一定した処理速度と、手続き処理の均一化をお願い致したい。	
					(対応) ･1997 年以前に生産された中古自動車は事前許可が必要。 ･中古車輸入は事実上許可が得られない状況にある。 ･中古品の輸入は、非自動輸入許可（Licenca Nao Automatica de Importacao）の対象となっており、輸入許可申請に当たって査定鑑定書などの添付を要する。 ･中古機械設備の輸入を禁止する明確な法律は存在しないが、輸入者が中古財輸入を認める法令 91 年通達 8 号に基づき中古車の輸入を申請しても、当該通達が生産財の中古財輸入を想定しているため、開発商工省貿易局（MDIC/SECEX）がほぼ全ての申請を却下する。		
		JEITA 時計協 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 日商	(6)	輸入手続きの煩瑣･遅滞･厳格	･部品の輸入通関に際し、インボイス上アイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 ･通関手続きが煩雑な上、日数が非常に掛る。 ･成形金型等の輸入の際、現地の通関等の諸手続きに時間が掛かり過ぎる。また、かかる時間も決まっておらず、まちまちである為、予定が立て難い。税関通過後、農業部門の検査がありこれも時間がかかる為パレットをプラスチック成型に変更した。 ･マナウス FTZ では、港に荷物が到着してから引き取りまで時間がかかり、手続も煩雑で下記をすべて満たして引き取ることができる。 1) 恩典チェック　2) 輸入規制チェック　3) 銀行へ引き取り手続 4) JPN へ支払　5) 税務署への書類作成　6) ICMS 関係チェック 7) 船代支払　8) サービス費等支払　9) 税務署のチェック ･マナウスにおいて、通関手続が煩雑で時間がかかる。通関ストで輸出入に支障が発生する。	･通関手続の簡素化。 ･通関手続の改善。 ･部品のアイテム毎の表記制度を撤廃。 ･品名は英語による記載も可とすること。 ･手続の迅速化･効率化。 ･ストライキの制限。	･通関規則 ･開発商工省通達 12/99、同 9/00 ･ブルーレーン関連 Instrucao Normativa SRF no 476 ･ブラジル通関一般 Decreto No 4.543

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸			・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 サンパウロ：　－船便：約 10 日間 －航空便：約 7 日間 マナウス：　－Green：3 日間、95%のウエイト －Yellow：6～7 日間、2%のウエイト －Red：8 日、3%のウエイト	・通関の迅速化をして頂きたい。	
		日商			・近年の輸入手続が増加に対応しきれていない。日本からブラジルまで出荷する際、以前まで 2～3 日だった積み入れから出荷までの期間が、近年は 11～15 日もかかる。	・税関プロセスの全般的な見直し、需要に見合ったインフラ・人員体制の整備	
		日商			・サンパウロの国際空港（Guarulhos International Airport）では通関・入国に非常に時間がかかる。また、行列のスペースも無く、順番も不明確。	・スペースの確保、及び通関・入国審査窓口の増設。	
		JEITA 日機輸 医機連			・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 ・煩雑で複雑な通関手続き。年中行事の通関スト。	・手続き面含めた効率化を要望したい。	
		日商			・通関／税関手続きが煩雑、また通関審査の基準が不透明（税関担当者によって大きく左右される）	・通関手続きの合理化。	
		化粧品			・ストライキの影響などもあるが、最近通関に 2～3 か月を要することがざらで、遅延の理由も時として不明確。化粧品のように季節性の高い製品の場合、タイムリーな輸入業務が行えず、経営への影響が大きい。	・通関業務の透明化、早期化。	
		日商			・無償輸入枠の拡大、手続きの緩和。	・無償輸入枠の拡大、手続きの緩和。	
		日商			・輸入プロセスが長期化するケースあり。ストライキ等による場合もあるが、売上計画、リソース計画が立てづらい場合あり。	・輸入プロセスの簡略化。	
					(対応) ・1997 年 1 月、SECEX は、電子貿易書類システム（SISCOMEX）を部分的に導入した。 ・1999 年 3 月 15 日、小額商品に対する輸出入申告書類の簡素化が実施されており、輸入簡易申告書（DSI）を提出することで通関できる方式となった。 ・2004 年 12 月、WTO 貿易政策検討において、ブラジルは現在約 35.8%の関税品目について輸入事前非自動ライセンス制度が適用されている。 ・2005 年 10 月、税関ストライキが 1 ヶ月以上続いており、必要品は通関されているが、贅沢品やクリスマス用品の通関が止まるという影響が出ている。 ・デロイト社調査報告書「国際貿易－ブロクラシー－解体への挑戦」によると、調査対象 187 社中 80%の企業がブラジルにおける貿易プロセスの最大の障壁として商品の通関処理の困難（ブロクラシー）を挙げている。そして、通関処理日数に要する時間として 68%の企業が 2～10 日かかると回答している。 ・輸入手続きの煩瑣・遅延/特に中古機械の輸入手続きの簡素化について、2009 年の 2 月と 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会にて問題提起、伯側より一定の理解を得た。 ・2012 年 1 月 12 日、ブラジル開発工業貿易省が“低品質”の携帯電話の輸入を制限するため、輸入する前にブラジル電機通信局 (ANATEL)による証明を必要とする携帯電話輸入規制を強化した。1 月 25 日実施。 **(改善)** ・1998 年、国税庁によりエクスプレス通関処理システム（Linha Azul　ブルーライン）が設置された。 ・1999 年より小額商品（1 万米ドル以下）、補修品輸出、一時輸入品の再輸出などについて簡易申請制度が実施された。 ・2004 年 10 月に発令された IN445/04 及び ADE10/04 に基づき、ブラジルの輸出入手続は、開発商工省貿易局貿易管理課（SECEX/DECEX）が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム（SISCOMEX）を通じて行うことが法的に義務付けられており、輸出入業者登録（REI）の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピュータシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･輸出を前提として原材料を輸出総額の 40%まで輸入する企業は、貿易統合システム内でドローバック制度を利用して輸入関税に IPI、ICMS などの免除と手続コストの低減が図られている。 ･輸出実績が大きいなど企業によっては迅速通関カテゴリー「ブルーライン（Linha Azul）」が適用される便宜を受けている。 ･輸出入手続は、開発商工省貿易管理課（SECEX/DECEX）が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム（SICOMEX）通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録（REI）の申請と必要なハード、ソフトウエア等を整備すれば、コンピュータシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 ･2006 年 10 月 5 日、連邦歳入庁は、官報に規範的規則第 680 号を公布し、輸入手続きを簡素化し、輸入費用を減額した。この規則は、数量確認による自動通関などの、新輸入通関手続きを定めている。 ･規範的規則第 680 号は、税関吏の実査を、①輸出国税関当局が発行した報告書または検査書、②輸入許可手続き担当のその他当局が発行した報告書と検査書などの検証報告書などに、置き代えることができると定めている。 ･2007 年 4 月 4 日、連邦歳入庁は、規範的規則第 680/2006 号第 19 条、24 条、47 条を改正する規範的規則第 731/2007 号を官報に公布した。この改正は、産品の分納や早期納入のための新しい通関手続きをその他の事項とともに規定する。 ･税関での荷動き、貨物船の運航状況などの管理や徴税システムの一括化などを実現するため、2008 年 3 月 31 日から通関物流に関する電子システム「SISCARGA」が稼動を始めた。 ･輸出入手続は、開発商工省貿易管理課（SECEX/DECEX）が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム(SICOMEX）通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録（REI）の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピュータシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 ･2010 年 6 月、政府は、企業が港湾当局など 6 機関に提出する輸出入関連情報をオンラインで一元管理する「ペーパーレス港湾計画」を導入し、通関日数の短縮を目指す。		
		日商	(7)	補償金及び代替品の無償受取手続の煩雑	･海外からの購入品で、不具合や損害が発生した場合、その補償金の受取や代替品の無償での受取が法律上できるようになっているが、非常に手続きが複雑なため、実際は使われていない。	･手続を簡易化し、補償金の受取や代替品の無償での受取を可能としたい。	･省令 150/82
		時計協 日商	(8)	I/L 取得の高コスト	**･I/L 取得に掛る費用としてインボイス価格の 1.96%徴収（但し、輸入部品総額のランクで異なる）されているが、手数料としては高すぎる。**	･I/L 取得料の引き下げ。	･開発商工省貿易局「貿易統合システム」
		JEITA 時計協 日機輸 日商 日商	(9)	I/L 取得手続の煩雑･遅延	･I/L 申請の手続が複雑であり、時間がかかる。 ･輸入手続が煩雑。	･手続の簡素化。 ･無償輸入枠の拡大、手続の緩和。	･通関規則 ･開発商工省通達 12/99、同 9/00 ･開発商工省貿易局「貿易統合システム」
					(対応) ･マナウス･フリーゾーンへの輸入には、事前にライセンスを申請して承認を受ける必要がある。申請は、SISCOMEX のシステム上で、輸出者名、製品名、製品のモデル･タイプ、取引･決済条件、税務恩典の有無とうを所定の様式に入力して行う。		
		日商 日商	(10)	I/L 登録の許可基準の不透明･手続遅延	･貿易許可（Radar）申請に対し、最初に書類を提出する日時を予約しなければならない（1 週間～4 週間ほど）。書類を提出後の国税庁の検討期間は 35 日、何らかの追加必要書類が要求された場合、その提出後さらに 35 日の期間待たされる、という状況であり、事業計画に沿った推進ができない。 ･輸入許可登録（RADAR）の取得について、担当部門の指導に従うも、申請の都度異なる対応をされ、取得が大幅に遅れた。そのため、事業計画に支障が出た。	･申請書類受付人数と書類チェックのための監査官の数を増やし、検討日数の短縮を望む。 ･透明性のある手続き制度と窓口対応の統一性を望む。	･IN_SRF650/2006（国税庁細則）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ･輸出入を行う者は事前に財務省連邦収税局に登録する（RADAR）。RADAR を取得することにより外国貿易総合システム（SISCOMEX）を利用して輸出入に関する貿易管理の実務を行うことができ、SISCOMEX を通じて通関に関する書類などを処理すれば、輸出入許可(ライセンス)の必要なく、あるいは自動ライセンスでほとんどの貿易財を輸出入することができる。 ･ブラジルの輸出入業務ライセンスである財務省連邦収税局の輸出入業者登録制度ラダールが、2012 年 8 月 31 日付財務省連邦収税局指令（MF／RFB Instrucao Normativa）第 1288 号によって刷新され、10 月 2 日から適用が開始された。ライセンスの種類と対象が変更され、審査の期限が短縮された。 新ラダールの適用により、これまでの通常（Ordinaria）や簡易（Simplificada）などの種類を規定していた 2006 年 5 月 12 日付同指令第 650 号は廃止され、新しく特急（Expressa）、無制限（Ilimitada）、制限（Limitada）、個人（Pessoa Fisica）の 4 種類が設けられた。以前のラダールでは、株式会社や国有企業などは簡易形式の対象となっていたが、新しく特急形式へと振り分けられた。（通商弘報）		
		電線工 日商 JEITA 日機輸	(11)	税関のストライキによる貿易業務停滞	･官がストライキを起こし貿易業務を停滞させる。 代替港の利用、空輸での追加支援等々巨額持ち出しが数年周期のストライキ毎にある。 ･ストの影響で日本からの引越し荷物が、航空便が約 3 ヶ月間空港税関で停滞し、船便が約 2 ヶ月間港湾税関で停滞した。 ･税関検査員の賃金交渉においてなかなか解決がなされず、意図的な税関検査の遅延対抗措置がとられ、結果生産ラインに影響がでる。 また、港湾職員雇用において、Union を排除する方向の港湾会社側と Union との間の対立が影響し、本船荷役、到着遅延が発生する。	･国益と官職員の不平･不満等の協議分離･･･円滑貿易業務の推進、または輸出入資格者の自己申告制度、税関代理民間企業の育成。 ･通関作業の迅速化。 ･法的強制力をもった税関、港湾作業の順守。	
					(対応) ･2012 年 6 月 18 日からブラジル全土で税関職員が無期限ストライキに入った。		
		日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商 日商	(12)	不正輸入･密輸入の横行	･高関税であることもあり、不正輸入が横行している。 ･工業税以外にも輸入税（II）4－20%、州流通税（ICMS）7－18%、連邦売上税（PIS/COFINS）3.65%などの重税状況のため、数量･金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端の IT 製品輸入が不可欠だが、諸税･規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。 **･エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入（メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入）が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。** **ー例：パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器** ･不正輸入の横行。	･無償輸入枠の拡大、手続の緩和。 ･並行輸入品の規制強化、水際措置の強化。具体的には、税関職員に対するセミナー実施を要望する。 ･不正輸入品の取締まり強化。 ･重税の緩和。 ･不正国産品の取締まり強化。 **･不正輸入、密輸入の取締りの強化･徹底。** ･並行輸入品の規制強化、水際措置の強化。具体的には、税関職員に対するセミナー実施を要望する。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ･ブラジルで海賊版･不正輸入問題が多い理由として、高率の税金が挙げられ、正規の輸入品が海賊版の価格の倍以上になるが、政府は若者を主として海賊版不買キャンペーン等を実施している。		
		JEITA 日機輸 日商	(13)	仲介貿易の不許可	･客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内（ブラジル）にある子会社を通じて行うような仲介（三角）貿易が不可能。	･仲介貿易を許可していただきたい。	
		日製紙 日製紙	(14)	硬直した輸出通関制度	･船積み後の価格修正や決済日の変更が難しい。 ･船積後の価格修正や決済日の変更が難しい。	･手続の簡素化･柔軟化。 ･手続きの簡素化･柔軟化。	
		日商	(15)	輸入関税設定の不合理	･プリンタや MFP のプリント速度により、輸入税率が異なっている。 例えば、現行では毎分 45 枚以下は 12%、46 枚以上は 0%となっているが、その区分に合理性がない。	･当該品目を含む、IT 関連品目の輸入税撤廃。	
		JEITA 日機輸	(16)	中古品と新品への無差別な関税賦課	･新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税)	･水準の適正化検討をして頂きたい。	
		電線工	(17)	関税分類番号の国際間相違	･関税適用の税番認識が日本と異なる。現状は、現地輸入者の教育、指導、資料提供で説明対応している。	･統一性、職員教育強化。	･WCO/WTO ルール認識強化
		日商	(18)	食品輸入手続の煩雑	･日本食品の輸入手続きの煩雑。	･日本で既に販売されている商品については、 ①サンプル目的の輸入を簡素化された専用手続きで実施出来るようにする。 ②ブラジルでの商品登録の手続きを簡素化（具体的には農業開発省や衛生監督局（Anvisa）による検査手続きの一部免除など）する。	
		JEITA 日機輸	(19)	通関に関する規則の不統一	**･税関の法律が標準化されていないため、ブラジルの顧客への船積書類を整えるのが困難である。通関のスピードアップを図る為、ブルーライン（優遇通関システム）の申請が必要。**	･このような制限を減らすことにより、国際ビジネスの発展のため、状況を改善できる。	
		日商	(20)	伯亜間通商摩擦	･伯亜間での輸出入バランス問題により、2010 年 12 月に亜政府が規制を実施。2011 年 5 月、伯政府は亜への報復措置として、亜からの輸入車インポートライセンス発給につき、これまでの約 10 日が最大 60 日へ遅延。これにより、2011 年弊社は伯亜政府に対して迅速な発給を依頼するも、数度亜車両生産工場の稼動停止、また客先へ納期通りの車を届けることが出来ない事態が発生。現在は 60 日前に申請して運営するも、伯亜政府の輸出入バランス次第で影響を受けるリスクは継続。	･伯亜政府にて一日も早く当該規制を撤廃頂きたい。	
					(対応) ･2012 年 7 月 31 日、アルゼンチンとブラジルは 2013 年 7 月に期限が切れる自動車貿易協定の更新に向けた交渉を開始した。 ･2012 年 1～8 月のアルゼンチンの対ブラジル貿易赤字は、アルゼンチンが事前申請供述制度（DJAI）を導入後、輸入が抑制されて前年同期比 54%減の 17.1 億ドルとなった。 ･2014 年 6 月 11 日、アルゼンチンとブラジルは、両国間の自動車貿易協定を 2014 年 7 月以降 1 年間延長することとした。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(21)	高額な物流費	・他国では適用される Port, Airport での Free Time が存在せず、貨物到着日から Storage Fee が CIF に対して課金される。また、ブラジル内航船が外資に開放されておらず、少数 Player による運航となっている。結果、ブラジル国内輸送にも限らず、高額な海上運賃が課される。	・Port Free Time の適用。 ・外資への規制緩和。	
		日製紙	(22)	グラフィック用紙の包装仕様規制	・ブラジルでは出版ないし教育向けのグラフィック用紙（新聞用紙、印刷・筆記用紙）が免税扱いとなっているが、目的外の使用を排除するため、免税品には「PAPEL IMUNE」と印刷された包装用紙を使用することが義務づけられることになった。容易に対応取れるものではなく、ブラジルへの輸出が困難な状況となっている。	・税収改善を目的と謳っているが、輸入者が現地法制度に従うか否かの問題であり、輸出国メーカーに特殊包装を強要することは輸入品を一方的に排除する行為に当たるため、規制の見直しをお願いしたい。	・RFB Normative Instruction NO.1341
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	JEITA 日機輸 日商	(1)	FTZ の優遇税制の解釈の突然の変更	**・マナウス・フリーゾーンの優遇税制恩典の条件である PPB（基本製造プロセス）の解釈裁定が改訂され、生産工程の変更を余儀なくされる。2013 年から TV 生産の 75%に双方向性ミドルウェア Dinga の搭載が義務付けられた。**	・法解釈の一貫性・安定を確保する。 ・変更に際しては、企業との充分な調整と猶予期間を設ける。	
		JEITA 日機輸 日商	(2)	FTZ の優遇措置決定の遅延	・実装済基板輸入枠、ICMS 還付率などのマナウス経済特区域内生産に対する優遇内容の翌年度分の決定が、前年度末ぎりぎりのため適用年のモデルコストへの反映ができず、ビジネス機会を逃すことになっている。輸入部品の納入リードタイムが長いため、特に悪化のリスクがある場合、あらかじめそれを盛り込んだコスト設定もしくは販売見込みを立てることから。	・適用年の優遇内容に関しては、少なくとも 3 ヶ月前には決定及び発表をして頂きたい。	・実装済基板輸入枠 1993 : Decree 783 : ANNEX XI など ・ICMS 還付率 Amazonas State Law n. 2.826, September 29th of 2003　など
		JEITA 時計協 日機輸 日商	(3)	FTZ での輸入部品への I/L 取得義務	・マナウス地区において、1997 年 1 月 1 日より時計の完成品については、I/L の取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎に I/L を取得しなければならず（例：スピーカー、電源コード）、煩雑である。	・部品の I/L 取得義務の廃止。	・通関規則 ・開発商工省通達 12/99、同 9/00 ・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
		JEITA 日機輸 日商	(4)	FTZ の輸入通関手続の硬直性	・マナウス FTZ では輸入通関時に品物の仕向け地を決定しなければならない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。	・通関後の仕向け地変更を可能にしていただきたい。	
11	利益回収	JEITA 日機輸	(1)	ロイヤルティ等サービス対価の海外送金規制	・技術援助契約は、第三者対抗力を持たせるため、国家産業財産権庁（INPI）に登録しなければならず、また、ロイヤルティの海外送金及び所得税控除のためにも必要。しかし、登録の際に実質的な審査権を行使している。	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	・中銀規制（CIRC1,533 CIRC2,685） ・「外国資本及び海外送金に関する法律」等
		日商			・サービス・フィー、在日支援や出張旅費等、モノの移動を伴わないサービスの対価の送金が困難である。	・送金規制の緩和・撤廃。	
		JEITA 日機輸			・INPI への登録実務について、導入技術の新鮮度をうまくアピールすることが出来ないと、登録に時間がかかり、送金に支障をきたす。専門事務所を使うなどそれなりの苦労がある。	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日商			･従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務（出張旅費資金支払など）の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 送金規制は緩和の方向にある（2 万 R$迄の個人送金手続は簡素化されている）。 －金融税制･規制が複雑･不明確 －移転価格税制の不透明性･濫用 －重い税負担 －ネッティングの方針の不明確 －付加価値税･売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。 －連結納税制度がない。	･根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	
		日機輸			･ロイヤルティ送金には 5 年間限定（1 回のみ 5 年の延長可）、年間総額が、売上高 5%以内等の制限あり。また海外への送金には、国立工業所有権院(INPI)への申請、契約の登録、及び中央銀行への登録も必要。特に INPI への登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する模様。	･制度の簡素化、制限の撤廃。	
					(対応) ･特許および商標の実施または使用に対して、権利者に支払われ、かつ控除され得る実施料の額は、原則として販売価格の 5%までに制限されている。 ･ブラジル企業は、中央銀行を通じて外国企業にロイヤルティを支払わなければならない。ブラジル企業は、中央銀行にブラジル通貨で資金を振り込み、中央銀行は、政府の国際収支の管理が可能となるよう、資金を US ドルに換金し外国への支払額を送金する。 ･中央銀行は、外国からの直接投資企業の本社への対外送金を全て中銀電子式システム（SISBACEN）の申告システム（RDE-IED：外来直接投資及び RDE-RDF：金融取引登録）を用いて申告するよう義務付けている。外国からの投資資金の受入れ、対外送金が中央銀行の電子式システムを通して行われることになる（法律 4131/62 号、政令 55.762/65、中銀）。 ･利益送金、資本の本国送還、再投資登録は、外国投資の名目で中央銀行に登録された金額に基づいてなされるため、相当する金額が中央銀行に登録されていない場合、国外向け送金が制限を受ける。また、元の外資登録を超える外貨の金額は源泉所得税の対象となり課税される。 ･ブラジルでは 1991 年に所得税法が改正され（Law No. 8383/91）、関係会社間の国外送金の損金算入が可能になった（それ以前は、外国企業がブラジルに関係会社を設立しても、ライセンス料等の親会社に対する支払いの損金算入はまったく認められていなかった）。しかし、もともと外資法（Law No. 4131/62）で国外送金するロイヤリティの損金算入の限度額は 5%と制限されており、91 年に所得税法が改正された際、財務省令（Ordinance 436/58）を引用し、この規定に定める限度で、INPI に署名及び記録され中央銀行に登録された契約に基づく海外送金について損金算入を認めるものとした。INPI は、これを根拠に、損金算入の上限を超えたロイヤリティ料率を承認しない。よって、海外送金の損金算入には INPI への登録が前提となるが、この登録のために INPI が課す条件（損金算入の上限をロイヤリティ料率の上限とする）を飲まなければならなくなり、結果的に、関係会社間での契約においては、ロイヤリティ料率は最大で当該技術に由来する純売上高の 5%までしか認められないことになっている。 ･2003 年 8 月 27 日付規範決議 55 号、INPI 登録の技術移転や連邦収税局（RF）発給書類に基づく技術サービス付装置類売買、同一グループ内企業間技術協力、国内公権法人と外国法人間でかわされた外貨建証書、協定･協約の場合、技術アフターサービス関係査証を受けるに際して、技術移転プログラムまたは要員訓練プログラムの記入を要求している。 ･2006 年 7 月以降、工業所有権院（INPI）は、商標要請処理のため電子ファイル･システムを実施してきた。特許権申請中の滞留を少なくするため INPI は、130 名の特許審査官をさらに増員した。この結果、2008 年度の最初の 2 ヶ月に INPI が処理した特許サービス件数は、20.88%増加した。2008 年 9 月、世界知的所有権機関（WIPO）は、INPI を国際調査機関（ISA：International Searching Authority）および国際予備審査機関（IPEA：International Preliminary Examining Authority）として認知した。この認知によりブラジル特許の海外許可申請費用を削減するとともに、特許協力条約（PCT）に基づくブラジル特許の許諾件数を増大させることが期待される。 ･国際収支管理の一貫としてロイヤルティの海外支払いに政府が介入している。（ロイヤルティは原則売上げの 5%が上限）		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･5 年を超える契約で更新をする場合、受益者は技術移転支払いを経費算入できない。 ･日本企業は、2009 年 2 月以降、日伯貿易投資促進合同委員会において、技術移転契約に関する契約期間や守秘義務期間、ロイヤルティの上限の問題点をブラジル政府に提起し、改善要請を行ってきている。 ･2009 年 2、9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会を通じ、問題提起。伯側の一定の理解を得た。 ･ロイヤリティを送金するためには、INPI へ登録した後に、ブラジル中央銀行への登録も必要となる。 ･技術移転を伴わないサービス契約に伴う送金は、本来は INPI への登録は不要であるが、市中銀行の判断でブラジル中央銀行への登録が拒否され、INPI への登録を要求されたり、弁護士への相談を要求されたりすることがある。 ･送金可否の判断が市中銀行によって異なったり、INPI への登録が必要かどうかの判断が弁護士や会計士によって異なったりすることが多く、サービス契約として INPI への登録なしで送金できるのか、それとも INPI への登録が必要なのかどうかで悩む企業が少なくない。 ･ランニングロイヤリティとは別に、本社が負担した技術支援にかかるイニシャルコストなどをロイヤリティとして INPI に登録できたとしても、年率で売上高の 5%上限を超えてしまう場合は海外送金が許可されない。 ･日本政府は、2009 年～2011 年の間に開催された日伯貿易投資促進合同委員会において INPI の指示によるロイヤルティ料率の上限や秘密保持期間の短縮の問題に関してブラジル政府に改善を要請してきた。		
		日機輸 日商	(2)	サービス対価の海外送金への過重な課税	･ブラジル国内から海外へサービス対価を送金する場合、PIS/COFINS（9.25%）、ISS（5%）、Withholding Tax（12.5%または 25.0%）、IOF（0.38%）、CIDE（0%または 10.0%）がそれぞれ課税され、トータルで実質 100 のサービス料に対して税金を含めると 145～160 の支払が求められる。このため外資は価格競争力の面で不利な立場に置かれている。 ･サービス対価を国外に支払う際、約 40%の課税を受ける。農薬事業に関し、中南米･カリブの地域本社として機能している当社としては、ブラジル以外での事業活動においてフレキシビリティを失っている。	･サービス対価の海外送金時の税率の低減および税の統廃合。 ･逆の観点から、ブラジルでの役務提供に対し課税される ISS（5%）を減税するなどして、高コストなブラジルに少しでもサービス業務を呼び込む方策もあるはず。	･補足法第 70 号 ･法律第 10637 号、第 10168 号、第 10833 号、第 10865 号 ･補足法第 116 号 ･行政令 7412 号
		JEITA 日機輸 建機工	(3)	高いロイヤルティの課税	･ロイヤルティにかかる税が非常に大きい。 ロイヤルティの送金に関しては：源泉税 12.5%、金融取引税 0.38%、経済支配権介入基金 10%、役務費送金には：源泉税 15%、金融取引税 0.38%、経済支配権介入基金 10%、社会統合プログラム 1.65%、社会統合基金 7.6%と 5 種類の課税。経費の実費精算を意味する送金では所得源泉税 15%プラス金融取引税の 0.38%。 ･ロイヤルティにかかる税が大きい。	･左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。 ･税率の緩和。	･「外国資本及び海外送金に関する法律」等
					(対応) ･ロイヤリティを送金する際には様々な課税がなされ、サービス契約になると PIS/Cofins や ISS といった課税がなされる。また、PIS/Cofins や ISS などの課税に対する解釈は弁護士や会計士によっても異なり、その結果、海外送金に関する課税の実態はケース･バイ･ケースとなっている。 ･送金にかかる課税： ①IRRJ (Federal Withholding Tax): 12.5%：（連邦税）法人所得税－源泉課税（注）日伯租税条約に基づき 15%→12.5%に軽減 ②CIDE (Contribution for Intervention on the Economic Domain): 10%：（連邦税であるが一部は州の財源に）経済的支配干渉負担金 ③Social Contributions (PIS/Cofins Import): 9.25%PIS(Social Integration Program)：（連邦税）社会統合基金　1.65%Cofins(Contribution for the Financing of Social Security)：（連邦税）社会保障融資負担金　7.6% ④ISS (Tax on Services): 2% to 5%：（市税）サービス税 ⑤IOF (Tax on Financial Transactions): 0.38%：送金税		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商 JEITA 日機輸 日商 日商	(4)	ロイヤルティ支払期間制限	**・ロイヤルティの支払いは最大で 10 年間しか認められていない。 ロイヤルティへの課税率が高い（現地側で約 27%、日本側で 12.5%）。** ・「外国資本及び海外送金に関する法律」により、ノウハウ契約の契約期間が 5 年（特例の延長申請により最長 10 年）以内に限定されている。これにより、5 年(10 年)を過ぎても本来は価値のあるノウハウについて対価を回収(送金)することが出来ず、且つ秘密保持も5年しか保証されない。10 年を経過した場合新規の技術導入をアピール出来れば、新規契約として延長が可能。 ・「外国資本及び海外送金に関する法律」により、ノウハウ契約の契約期間が 5 年（特例の延長申請により最長 10 年）以内に限定されている。これにより、5 年(10 年)を過ぎても本来は価値のあるノウハウについて対価（ロイヤリティー）を回収(送金)することが出来無い。結果、現地パートナーへの技術移転（生産委託）を進められない。	**・10 年経過後もロイヤルティ回収を可能として頂きたい。 ・伯内国税率の見直しをお願いしたい。** ・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。 ・10 年経過後もロイヤルティ回収を可能として頂きたい。	・「外国資本及び海外送金に関する法律」等
					(対応) ・ブラジルにおいては「外国資本及び海外送金に関する法律（外資法）」によって、知的所有権ライセンスではない技術移転契約（ノウハウ提供契約）に基づくロイヤリティ支払いの税額控除について、上限が 5 年間と定められている。INPI は、通常この上限の範囲でしか契約の登録を認めないため、実質的に技術移転契約（ノウハウ提供契約）が 5 年に制限されている（なお、特許ライセンスについては、契約期間を通じてロイヤリティを回収することができる）。 ・INPI により、ロイヤリティ支払いの税額控除の期限は更に 5 年間延長可能であり、これは国家通貨審議会（CMN:National Monetary Council）によって INPI に与えられた権限となっている。ただし、ブラジルは 5 年間で技術は完全に移転されるものとの基本的な考え方に立っており、さらに 5 年間の延長を認めてもらうには、その必要性を INPI にアピールすることが必要となる。実際、延長を認めてもらえないケースが多く、長期にわたる対価の回収を困難なものにしている。		
		JEITA 日機輸 日商	(5)	関連会社間のロイヤルティ料率制限	・ロイヤルティの料率について、関連会社間の場合には制限がある。料率のほかに、関連会社からの調達部材はロイヤルティの計算基礎から除外しなくてはならない。 ・特許使用や商工業の商標使用、科学･技術協力等に対するロイヤルティ送金には INPI（国立工業所有権院＝通産省）の認可が必要だが、送金上限額は純売上の最大 5%（これを超えるものは利益配当とみなされる）と低く、外国からの高度な技術移転を伴う投資を阻害している。 また商標使用に対するロイヤルティ送金にいたっては上限 1%と他国と比べ著しく低い。	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。 ・ロイヤルティ送金の上限引上げを要求頂きたい。	・「外国資本及び海外送金に関する法律」等 ・ブラジル 1962 年法令 4131 号 ・ブラジル財務省 1958 年省令 436 号
					(対応) ・ブラジルでは 1991 年に所得税法が改正され（Law No. 8383/91）、関係会社間の国外送金の損金算入が可能になった。しかし、もともと外資法（Law No. 4131/62）で国外送金するロイヤリティの損金算入の限度額は 5%と制限されており、1991 年に所得税法が改正された際、財務省令（Ordinance 436/58）を引用し、この規定に定める限度で、INPI に署名及び記録され中央銀行に登録された契約に基づく海外送金について損金算入を認めるものとした。INPI は、これを根拠に、損金算入の上限を超えたロイヤリティ料率を承認しない。よって、海外送金の損金算入には INPI への登録が前提となるが、この登録のために INPI が課す条件（損金算入の上限をロイヤリティ料率の上限とする）を飲まなければならなくなり、結果的に、関係会社間での契約においては、ロイヤリティ料率は最大で当該技術に由来する純売上高の 5%までしか認められないことになっている。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2009 年 2 月の第 1 回日伯貿易投資促進合同委員会から 2012 年 11 月の第 6 回委員会まで継続してロイヤルティ料率についてブラジル政府に改善を要請し、また、2013 年 10 月の第 1 回日伯貿易投資促進産業協力合同委員会においても海外技術移転契約の期限の撤廃等の要請を行った（2014 年版不公正貿易報告書）。		
12	為替管理	日商 建機工	(1)	海外送金の困難	･人件費名目で送金できない。 ･日本への送金が困難。	･送金規制緩和。 ･制度の簡潔化･明瞭化。	
		JEITA 日機輸 日商	(2)	海外送金許可手続の煩雑･遅延	･ブラジル赴任者の本国国内残留家族に対して生活費を送金する際、受取人が扶養家族であることを記した念書が必要であり、さらに銀行によっては戸籍謄本の提示や、送金者の所得証明書の提示も要求される。	･銀行による送金受付手続きの統一。中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料（戸籍謄本、所得証明書等）の提出は廃止するよう明確化して欲しい。どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの（戸籍謄本等）について、代替書類で対応できるようにして欲しい。 ･根本的にブラジルの規制の緩和（撤廃）を望む。	･中銀規制（CIRC1,533 CIRC2,685）
					(対応) ･ブラジルは、レアルプラン導入後も外貨の流出を中央銀行が厳しく管理しており、各種外貨送金（資本金利益の配当、借入金、技術移転対価、輸入決裁対外投資）には、要件に応じて規制がかけられており、いずれの場合にも、取引内容を説明、証明する書類（課税対象取引の場合は納税証明）を提出義務が課せられており、送金可否の判断は、外為公認銀行、中央銀行が行うという制度となっている。 ･外為公認銀行は、顧客の為替取引の妥当性を確認し、中銀に報告する義務がある。顧客の為替取引は中銀外為規定類集（CNC）に記載されている締結可能な取引目的に適合する必要がある。		
		JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(3)	為替予約市場の未発達	･為替のヘッジ手段がドル連動債券やスワップに限られている。為替予約市場が存在しないことから、極めて制限的な為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、ヘッジコストが金利にリンクされ高い。 ･為替予約市場が存在しないことから、NDF 等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、コストが高い。 また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外と NDF 等の取引が不可。 ･国内で現地通貨レアルでの取引しか認められていない中、先進国で見られるような為替予約制度がないために、当社のように輸入品を外貨で購入し現地再販する場合に、為替リスクのヘッジが困難である。現在 3 つヘッジの手法があるが、ハードカレンシーではないためコストが高く、最も汎用的な手法 Non-Deliverable Forward でも企業側に利益が発生した場合のみ所得税が課されるという、公平を欠く内容である。	･先進国並みの為替予約市場の創設。 ･為替予約市場の創設。 ･レアルのボラティリティやハードカレンシーとの金利差を考えると、為替予約時のコスト面は期待できないが、より簡便で現地企業に不利益とならない制度を確立して頂きたい。	
		日機輸 日商 JEITA 日機輸	(4)	債権債務のネッティングの不可	･対外債権･債務のネッティングに関する方針が不明確な為、ネッティングの導入が不可能な状況。弊社でも導入を検討したが、不明瞭な点も多く、断念した。 ･対外債権･債務のネッティングが認められていない為、決済に双方向送金が必要。	･ネッティングの条件付き解禁。 ･ネッティングの解禁。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(5)	国内取引のドル決済、ドル建て契約不可	・事業推進上国内の取引においても、ドル建て契約が望ましいものが多いが、現状において国内取引のドル決済、ドル建て契約不可。	・国内ドル決済の自由化。 ・ドル建契約の自由化。 ・オフショアでのレアル建て取引、オフショアでの外貨口座保有等の緩和。	
		日製紙	(6)	自国通貨の過大評価	・金融危機直後を除き数年来、自国通貨R$が切り上がっており、輸出収入を押し下げる要因となっている。	・海外から過度の資金流入を招いている高い国内金利の引き下げとホットマネーの安易な流入を防ぐ税務・外替上の対策実施。	
		日商	(7)	為替変動による為替差	・海外(日本)からの輸入品（部品、原材料）に対し、支払い時のタイミングのズレによる急激なレート変動が多々あり、年間計画に影響が発生（世界的経済恐慌が起因）。		
		自動部品	(8)	為替管理	・外貨取得の際に、付加される税金。外貨取得制限。	・税金・制限の撤廃。	
13	金融	JEITA 日機輸	(1)	複雑な金融税制・規制	**・金融取引税や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。 海外からの借入に対する金融取引税の免除期間について、従来 90 日以上であったものが、360 日以上（13 年末時点）となっている。**	**・規制の簡素化。 ・免除期間のさらなる短縮。**	・法 7853(2012 年 12 月 5 日)
					(改善) ・政府は 2012 年 6 月 14 日付の官報に政令第 7,751 号を掲載し、IOF 課税にかかわる規則の変更を発表した。IOF は、国内企業による外貨の借り入れ、あるいは海外で起債した資金が国内に流入する際に課税されているが、この借入期間、あるいは債券の償還期間により課税対象となる取引を定めている。今回の規則変更で、これまで約 5 年未満とされていた期間を約 2 年未満（政令には 720 日と明記）に短縮する。なお、税率は 6%に据え置かれ、政令は即日施行された。（JETRO 通商弘報）		
		日商	(2)	政府融資制度の活用限度額	・政府融資制度（農業向け融資）の活用限度額。	・融資枠制限の緩和・拡大。	
		日商	(3)	政府融資手続の遅延	・機械装置を購入する際活用可能な政府融資制度（BNDES）の手続きに時間がかかる。	・手続きの早期化・簡略化。	
		医機連 日商	(4)	高金利	・中央銀行基準金利も実質金利も世界トップクラス。 ・実質金利は世界トップクラス。高額商品のクレジット販売が抑制される。		
		建機工 日機輸	(5)	国産品優遇融資制度	・FINAME（社会経済開発銀行(BNDES)の特別産業金融機関）による国産優遇により、輸入品が競争力を失っている。 ・生産工場を現地にもっている企業の商品をディーラーが購入する場合、そのディーラーに対し、金融機関からの借り入れ金利が優遇される制度がある模様。	・国産品と輸入品の不平等を緩和。 ・最新情報の確認とご提供をいただきたい。	・FINAME
		日商	(6)	ドル決済、ドル建て契約	・国内の取引におけるドル建て契約の禁止。	・国内取引であっても、ドル建て契約が事業推進の為望ましい場合もあり、国内ドル決済の自由化、ドル建契約の自由化を要望する。	
14	税制	JEITA 建機工 日機輸 日商	(1)	複雑な税制	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。 ①連邦税、州税、市税　計 18 種類 ②各種手数料、負担金　計 27 種類	・税制の整理統合、簡素化・軽減、対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	・ブラジル税制 ・ブラジル税法 ・ブラジル税法第 563 号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日商			・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に日本と異なる点は下記のとおり: 1) 法人は毎月、課税標準または税債務を計算しなければならない。 2) 固定資産および資本勘定の通貨価値修正がなされ、価値修正益は課税対象となる。 3) 連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が 20%以上の者には持分法が適用される。	・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。	・財務省・連邦収税省令 572 号など ・ICMS ・IPI ・PIS/COFINS ・補足法第 87 号 ・連邦憲法 ・一般税法 ・各種税法
		JEITA 自動部品 日機輸 日商			・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在 18%。	・一般的税制の導入。	
		JEITA 日機輸 日商			・税の中、特に間接税（IPI、ICMS 等）の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。	・全ての税の付加価値税化と税率の低減。・税制の簡素化（税の種類を減じる）。	
		JEITA 日機輸 日商			・課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	
		JEITA 医機連			・複雑な税制（都度の交渉が必要な各州による税制恩典の違い、税金とは呼ばないが実質税金と同じ性格のものなど）で投資回収計算が煩雑になる。	・税制単純化。	
		JEITA 日機輸			・複雑且つ高率の税制（法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税（売上税）、社会保険融資負担金（売上税）、利益社会負担金、小切手税、商品流通サービス税）。	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	
		日機輸			・輸入製品に対して掛かる連邦税、州税、市税が非常に複雑。 現地生産による還付があるが、現地生産の基準（定義）、還付率が明確ではない（と聞いている）。 (http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_04/) 上記の JETRO サイトより、連邦税である輸入税（II）、所得税（IR）、工業製品税（IPI）、金融取引税（IOF）などのほか、州税である商品流通サービス税（ICMS）、市税であるサービス税（ISS）などがある。このほか、社会保障融資負担金（Cofins）などの各種社会負担金が存在し、税金に順ずるものとして負担義務が課されている。	・税制の簡素化、明確化。	
		日商			・連邦税、州税、市税、各種負担金など、税制が複雑かつ多岐にわたり、納税業務が煩雑。制度の理解に時間を要し、業務に多大なコストを要する。	・税制の簡素化。	
		日商			・州によって異なる税率が課されていたり、朝令暮改的に制度が変更になる。業務も非常に煩雑で、多数の社内スタッフが必要になる上、複数のコンサルタントも利用せざるを得ない状況。	・各種税金の整理、簡素化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸 日商			・買主やサプライヤーの所在（州）によって ICMS の税率が異なり、州をまたぐ取引において輸送経路含めた多岐にわたる考慮が必要なうえ、損金算入可否も州によって異なっており、調達や契約スキームが固まらないと損益計算が固まらない。ブラジル国内の製品輸送時に携帯が必要な Nota Fiscal(Invoice)の取り扱いが煩雑（製造業への投資意欲減退要因の一つ）。	・法人の所在によらぬ税率の導入。 ・損金算入等に関する州間での取扱い統一。 ・企業にとって税務調査は税務当局主導の事後的な検証である一方、事前照会は企業サイドから事前に税務上の取扱いを検討し、当局に確認を求めることができるため、更正リスク等の企業経営上の不確実性を排除、予見可能性を確保することが可能。又事務作業の効率化等に資すると思料する。	
		日商			・商品流通サービス税（ICMS）を各州が独自に恩典制度を設けおり、納税の公平性が確保されていない。	・州税から連邦税への切替と、税率の簡素化・一本化。	
		医機連			・複雑で高負担。		
		日機輸			・複雑、高税率で、税務の適切な処理に多大なコストが必要。	・政府による税制の簡素化、低率化。 ・税務当局の事務の迅速化。	
		日商			・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。	・税制の整理統合、簡素化・軽減。 ・一般的な税制の導入を希望する。 ・すべての税の付加価値税化、税率の低減を要望する。	
		日商			・複雑な税制と頻繁な制度変更ないし恣意的運用、さらには州による制度の差異など、税制に関する事務手続きコストが嵩む。	・税制に対する抜本的な改革にブラジル中央政府の果敢なイニシアティブを望む。	
		日商			・税体系の複雑さゆえに税務対応に企業当たり平均 2700 時間/年要するという一般的な見解がある。企業体力を削ぐ結果となるとともに、新規の対伯投資を阻む理由となっている。複雑さ故に税務専門家と必ず契約するもあり、企業収益面での圧迫も大きい。	・税制の簡素化。	
		日機輸			・多様な消費課税（サービス税：2%、社会負担金:7.6%、社会統合基金：1.65%）で収益を留保することが困難である。	・他国と比較した当国の税務面における問題点を連邦政府及び国税庁に認識してもらう。	
		JEITA 日機輸			・ICMS 税の ST（代行納税制度）がほぼ全州、全商品に適用されるようになった為、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。		
		日商			・船外機に係る税制が複雑であり、競争が適正であるかどうかが判断できない。	・税制を簡素化し透明性の高い制度にして欲しい。	
		自動部品			・IPI 税、州税と税制が複雑であり、しかも高税率を賦課。移転価格システムも独創的。	・税制のシンプル化。	
		JMAA			・ブラジルの平均関税率（輸入関税）は約 14%であるが、これに更に工業製品税（IPI）、社会保険融資負担金（CONFINS）ほか計 5 種の税が付加され、結局インヴォイス価格の 40－45%の価格となってしまう。所謂保護貿易であるが、税制の複雑さと乗率の高さが、製品導入の障害となっている。	・シンプルな税制体系を構築し、結果課税乗率を抑えるような方向で検討いただきたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商			・①輸入に対する絶対的な税金の高さ故に、ブラジルでは製造不可な半導体等に依存するエレクトロニクス業界は、他産業比較して劣位となる。 ②税金の種類の多さに加え、改正も頻繁であり、準拠していくのが容易でないだけでなく、将来のビジネスプランを立て難い。 ③マナウス製造のみでのインセンティブ供与など、経済合理性に反する制度故、税金コストだけでなく物流等他コストにも多大な影響を与えている。	・連邦政府により、州税、市税等も含めて整合性を担保するようなガバナンスを期待するとともに、経済実態を考慮した税体系の確立を強く望む。	
		日機輸			・ICMS(商品流通サービス税)について、商品の販売先（所有権は販売先へ移転済）の商品管理について言掛りをつけて税金徴収しようとしている（現在、裁判中）。	・税制見直しによる透明化。 ・国民のモラルを上げる。	
		日機輸			・港湾ストライキが頻繁に行われ、製品輸入に大きな影響が起こっている。（1～2ヶ月遅れが常習化）	・税制見直しによる透明化。 ・国民のモラルを上げる。	
		日機輸			・遡って請求できる追徴期限が切れる5年を目途に、過去の税金支払いなどについて、突然、理屈に合わない調査を行ってくる。	・税制見直しによる透明化。 ・国民のモラルを上げる。	
		日機輸			・輸入時に税金の種類が過剰（輸入税 22%-25%、工業製品税 35%、社会統合基金 1.65%、社会保険融資負担金 7.6%、商品流通サービス税 18%）	・税制見直しによる透明化。 ・国民のモラルを上げる。	
		日機輸			・ICMS で蓄積したクレジットについて、還付を受けるのに不明朗なプロセスが介在し、時間がかかり過ぎる（申請継続中）。2003 年度から現在まで蓄積しているクレジットが、全く還付されていない。	・税制見直しによる透明化。 ・国民のモラルを上げる。	
					(対応) ・2002 年 7 月 4 日、自動車分野による社会総合計画（PIS）／公務員厚生年金（PASEP）、ならびに社会保険融資納付金（COFINS）の支払を簡素化するための法律第 10485 を官報公示した。これにより自動車分野は製造工程の各段階で課税されることがなくなり、一括 8.26%の支払となる。 ・批判に対応すべく、ブラジル議会は、1995 年以降税制改革を議論してきており、総額に対する税(TAV)の創設などが提案されているが、州が課税権限の一部または全部を失うことになるため、各州の抵抗に遭っている。 ・世界銀行の”Doing business in 2006”で、年間納税対応時間は 2,600 時間と最も多い国にあげられている。 ・海上輸送の場合、海上運賃に 25%の税金が加算されるが、（AFRMM 税）、製品ユニットのヴォリュームにより、航空機による輸送を提案して、税金を出来るだけ安くする方策と取る場合もある。 無論、遠距離であるので海上での場合との納期にも関連する。 **(改善)** ・2003 年 8 月 6 日、政府は、Decree No.4800 を発布して、自動車製品に対する工業製品税（IPI）を 2003 年 12 月 1 日までの暫定措置として引き下げることとした。 ・2008 年 2 月 28 日、連邦政府は、(1)連邦税数種の統合、(2)複雑な現行税制の簡素化、(3)新 ICMS 税を創設し、かつ(4)ブラジル州間の水平的税制競争の撤廃を求め税制改革を実施するため、新憲法修正法案（PEC）を国民議会に上程した。連邦政府の税制改革法案は、次の主要点を含む。 1) 連邦付加価値税（VAT）：連邦 VAT は、現行の 4 税に置き換わる。 2) 州 VAT の新設：州 VAT-IVA-E は、現行の ICMS に置き換わる。本税は、そのほとんどが消費の過程で徴収されるが、脱税防止のため製造過程においても 2%徴収される。ICMS から新 IVA-E への移行は 2015 年に完了することになっている。 3) 均等化基金：ICMS から新 IVA-E への移行過渡期の州の歳入損失を補てんするため補完立法により基金が設置される。 4) 投資奨励金：投資を奨励するための税制上の奨励金（リベート）。このリベート期間は、現行の 24 ヶ月間から次第に短縮される見込み。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 時計協 日機輸 日商	(2)	重い税負担･不公平	**･社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する。(いわゆるブラジルコスト) 特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。** **例 1：ブラジル国内に出荷する完成品については、FOB＋運賃＋保険料に対し輸入税 20%が掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税 22%、商品流通サービス税 6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税、流通税、PIS/COFINS 税の一部が免除される。** **例 2：マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB＋運賃＋保険料に対し輸入税が 20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約 20% (時計ケースの材質で異なる)、商品流通サービス税 6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。**	･税率の引き下げ。 ･税制の見直し･整理統合･簡略化。 ･商品流通税低減。 ･生産財に対する減税。	･ブラジル税法 ･税法全般 ･法人税法 ･法律 9249 号第 25 条 ･政令第 4056 (2001 年 12 月 17 日官報) ･法律 10883 号 (2003 年 12 月 30 日発効) ･2002 年 1 月 3 日付官報 ･補足法第 70 号 ･法律第 10637 号、第 10168 号、第 10833 号、第 10865 号 ･補足法第 116 号 ･行政令 7412 号
		JEITA 日機輸 日商			･重税のため商品販売価格が先進国の 2-3 倍になる。商品流通の税金が高いために不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して 3 倍以上も安くなってしまう場合もある。	･重税を緩和していただきたい。 ･不正国産品、不正輸入、密輸入の取締り強化･徹底。 ･輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめていただきたい。	
		JEITA 日機輸 日商			･Cofins だけでなく、多くの課税が売上税方式になっている CPMF(0.38%),IOF(金融取引税、金利に対し 1.5%),CSLL (9%) これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。	･税制の整理統合･簡素化･軽減化･対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ･建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ･一般的税制の導入。 ･全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ･税制の簡素化 (税の種類を減じる)。	
		JEITA 日機輸 日商			･重税･複雑な税制のために業界のアングラ経済化が膨張。それ以外にも ICMS12%、小切手税 0.38%などまじめな会社は重税にあえぐ一方だが、脱税行為は電子伝票 (Nota Fiscal Eletronica) の 採用で減少の方向にある。	･販売諸税の簡素化とアングラ経済の取締り。 ･税は浅く広く徴収すべき。 ･重税の緩和。	
		JEITA 日機輸 日商			･現在税の種類はおよそ 50 種類 (60 種類とも言われる) あり、税負担率は極めて高い (対国内総生産比 35%超)。	･税率の引き下げ。 ･税制の見直し･整理統合･簡略化。	
		日機輸 医機連			･生産設備に対する工業製品税 (IPI) が割高である。 ･医療機器をブラジルへ輸出する場合、輸入税、工業製品税、商品流通サービス税、社会保険融資負担金、その他を含め CIF 金額の約 70%の税金が課せられ、ブラジル現地で生産された製品と比較すると非常に高額になってしまい、価格競争力の面で非常に厳しい。	･生産財に対する減税。 ･税率を下げる、或いはブラジルと日本で自由貿易協定を締結してもらい、EPA が適用できるようにしてもらいたい。	
		日商			･現状、輸入価格は、輸入税等のために CIF 価格の 1.5 倍から 2 倍となり、コスト高を招いている。	･輸入税等の軽減措置。	
		日商			･売上げに対し PIS-COFINS(社会負担金)、IPI(工業税)、ICMS(商品流通税)、ISS(サービス税)が課税 (20%以上)。材料費に含まれる税と相殺はできるが、税負担は大きい。又、処理も煩雑、書類も多くコスト増となっている。	･税制の簡素化、税率の軽減を要望する。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ・税制改革法案が議会で審議されており、2003 年 9 月 4 日、下院議会本会議第 1 回投票で可決され、そのまま上院議会で可決されれば、2004 年に 3.5～4.5%の増税となる見込み。対 GDP 比で現行の 36.45%が 41%に上昇することが懸念される。 ・2004 年 1 月 1 日より、海外に由来するサービス業務について、サービス税（ISS）を現行建設業への賦課に加えて、外国で開発されたソフトウェアの購入やサービス提供者に賦課されたサービス、倉庫業、港湾役務、展示会役務などについても提供地の自治体により徴収されることとなった（2003 年 7 月 31 日補完法第 116 号）。 ・2003 年 9 月、税制の一部改正が可決され、マナウス・フリートレード・ゾーン税制等の優遇措置は 2023 年まで延長されることとなった。 ・2003 年 12 月 30 日、税制改革法（法律第 10883 号）が発効した。COFINS 税の税率が企業の全収益額の 3%から 7.6%に引上げられた。また、COFINS 税の対象から輸出、輸出企業に対する販売を除外した。 ・ブラジルの外務省は、2004 年 12 月に行われた WTO 貿易政策検討の結果に対して、ブラジル政府は国内各州で異なる商品流通サービス税が適用されている問題を見直す考えであることを表明した。 ・ブラジル地理統計院（IBGE）の統計によると、国内総生産比でみたブラジルの租税負担率は、2003 年 35.54%、2004 年 36.08%、2005 年 37.82%と上昇している。 ・世界銀行の”Doing business in 2006”で、ブラジルは納税率（total tax payment/gross profit）が 148%に上がり、納税部門で 155 カ国中 140 位にランクされ、全体のビジネス環境のランクを前年の 96 位から 119 位に大幅に下げた。 ・2008 年 1 月 4 日、行政府は、金融取引に対する暫定負担金（CPMF）の失効による国庫歳入損失を補てんするため、金融取引税（IOF)の税率を引き上げる法令第 6339 号を公布した。 ・2008 年 1 月 7 日、行政府は、銀行間為替取引に対する IOF 率をゼロに引き下げるなどの、IOF に関する規則を定める法令第 6345 号を公布した。 ・2011 年 9 月、一定の要件を満たさない国産自動車及び輸入自動車に IPA を 30%追加すると発表した（2011 年 9 月 16 日付政令第 7567）。自動車の IPI は、排気量に応じて通常 7～25%であるが、輸入車向けには一律 30%となった。本措置は 2012 年末までの暫定措置であったものが、2017 年末まで延長された。これに対し、日本政府は、2011 年 10 月の WTO 市場アクセス委員会及び 11 月の WTO 物品理事会において、米国、EU、韓国と連携して懸念表明を行った（不公正貿易報告書）。 ・2012 年 5 月 31 日、ブラジル財務省は輸入品の二輪車、電子レンジ、エアコンに対する IPI を 10 から 15%引き上げると発表した。税率は 35%となり、9 月 1 日から実施予定。 ・2012 年 9 月 1 日より、財務省は輸入する二輪車、電子レンジ、冷房機器に 35%の IPI を上乗せして課税。 **・2012 年 10 月、ブラジル政府は、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成等を条件として、ローカルコンテンツの利用量等に応じて IPI30%以上減税可能とする新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表した。これに対し、日本はブラジル開発商工大臣に対し WTO 協定への抵触の可能性を指摘した。また、2012 年 11 月以降、WTO 物品理事会において、米 EU 豪とともに繰り返し懸念を表明している。EU は、2014 年 1 月、ブラジルに対して WTO 協議要請を行った（2014 年版不公正貿易報告書）。** **(改善)** ・1999 年 8 月より自動車製造業者は、部品納入業者に対する間接税、IPI（工業製品税）の支払が免除されている。一方、部品製造業者は原材料の輸入に対し、IPI を支払わなければならなかったが、2001 年 4 月法改正がなされ、自動車部品製造業者も IPI 支払が免除された。 ・輸出業者に IPI 税支払から、社会保険料（PIS/PASEP/COFINS 等）の一部を控除する大統領令（EO）を承認し、2002 年 9 月 11 日、立法化（Law n.10276）されて官報公示された。 ・サンパウロ州の ICMS（商品流通税）が業種によって引き下げられた。 ・2003 年 12 月、憲法修正第 42 号は、物品及びサービスの輸出には ICMS 税が課されないと規定した。一方、物品及びサービスの輸入には COFINS 税等の社会保障拠出金税が課されると規定した。 ・2004 年 1 月 16 日付大統領令第 4955 によって一部機械製品に対する IPI 税を引き下げた。 ・2004 年 8 月 6 日付政令 5173 号により、特定の機械製品及び資本財に対する IPI 税が引下げられた。 －大統領令 4955 号別添及び第 1 条の Ⅰ の製品：2% －政令第 5173 号第 2 条の製品：6%		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2004 年 9 月に発表された投資奨励を目的とする「Invista　Ja」により、 1) 新規設備投資に対する税制優遇措置の供与、 2) PIP 税及び COFINS 税還付適格企業の期間を 4 年から 2 年に短縮、 3) 機械の減価償却期間の短縮の特別優遇措置が受けられることになった。 ･2005 年 6 月以降、生産財（工作機械等）の一部品目について工業製品税（IPI）が撤廃された。 ･2005 年 12 月、政令第 5.629 号及び 5.649 号が公布され、輸出企業による資本財購入制度（RECAP）に参加する企業が国内市場で輸出品を購入したり、新たな資本財（機械、装置、機器、設備）を輸入する場合に、PIS/PASEP 税及び COFINS 税の支払いが免除される事になった。ただし、RECAP 参加企業の適格要件は、①年間売上の 80%以上を輸出が占めていること、かつ②上記 80%基準を 3 年間維持することに同意すること。 なお、マナウス保税区ついては、2005 年 12 月、政令第 5.628 号が公布され、新たな資本財の輸入に対して PIS/PASEP 税及び COFINS 税が免除された。 ･マナウスーリオデジャネイロ州間の協定の一環として設けられたリオデジャネイロ州の共通倉庫を利用して、商品流通サービス税（ICMS）を製品の販売時に支払うことが出来る。 ･2003 年から 2005 年にかけて、税制優遇措置がだされているので、その中に時計に関する優遇措置があるかどうか、詳細を調べる必要がある。 ･2011 年 12 月から一部輸入車への IPI 増税措置が導入され、輸入依存の大きい企業は販売実績に悪影響が出ている。 ･2012 年 5 月 12 日、10 月末まで時限措置として一部自動車への IPI 引き下げ措置が実施されたことにより、自動車販売台数が増加した。 ･2012 年 10 月、ブラジル政府は経済刺激策の一環として、自動車購入時の減税の 10 月末終了予定を 12 月末まで延長すると発表。		
		日鉄連 JEITA 日機輸 日商	(3)	税制の不透明	･輸出取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格（税引き後）の 90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になってない、若しくは国内での取引がないケースがある。 ･1999 年 6 月 17 日から、金融取引に関する所得税を制定し、ある金額が金融取引に借方記入される毎に総取引額の 0.38%に等しい額が課税される。	･国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合においての基準明確化。	･現状ブラジル法律 9.430/96 ･2011 年(細則)243/02 法案棚上げ ･懸案法規 478/09　現在国会未提出？
		日機輸 日製紙 日商	(4)	特異で不合理な移転価格税制	･移転価格税制において、関係会社との輸入取引の場合、再販売価格基準法･原価基準法においてマージン率が固定されている。 関係会社との輸出取引で、セーフハーバーと呼ばれる移転価格税制の適用要件緩和規定を満たすためには、輸出売上高に関する税引前利益の設定が 5%以上必要である。 ･制度設計が OECD モデルに準拠していないため、移転価格税制対象取引先の所在国における移転価格税制との整合性が担保されていない。また、APA(事前確認制度）に関する明確な法規定が無く、移転価格非抵触の事前確証が得られず、市況･為替により常に移転価格抵触のリスクを抱える。輸出移転価格の算出メソッドにおいて定義される輸出先特殊関係者の最大利潤の計算が一般的な商取引･経済原則と乖離しており管理が難しい。 ･OECD ガイドラインに沿わない不合理で独自の移転価格税制を採用している。子会社／関連会社のみならず、現地資本の代理店（独占権を与えている場合）にも同規定が適用される。	･業態や取引の特性に合わせ、マージン率をフレキシブルに設定可能としていただきたい。 ･業種に合わせたフレキシブルな利益率の設定を可能としてほしい。 ･移転価格税制の OECD モデルへの準拠。 ･APA の法制化。 ･OECD ガイドラインを遵守したルール整備。	･1996 年］法律 第 9,430/1996 号⇒ブラジルが移転価格税制を導入した。その後、改正を重ねている。［2012 年］ブラジル連邦歳入庁規範的指針 第 1/2012 号、暫定措置 第 563/2012 号（後に法律 第 12,755/2012 号に転換）、規範的指針第 1,312/2012 号および法律 第 12,766/2012 号⇒PRL 法における利益率の製品別化といった移転価格税制全般に影響を及ぼす改正をした。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商			･OECD ガイドラインに沿わない独自の移転価格税制制度。MCM 番号毎の採算管理が必要で、特別な software を導入する必要がある。	･業種別マージン設定には前向きなるも、企業からのヒアリングに基づき、より実態に即したものとなるよう要望する。 ･二重課税を回避するための仕組み構築（租税条約改正を含む）を要望する。	･1996 年法律 9430/96 号連邦税務局からの基本通達 ･ブラジル移転価格税制 ･ブラジル税法　法律 9430 号 18～24 条の 18 条を改正 ･ブラジル連邦国税庁施行細目通達 243 号第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条
		日機輸			･ブラジルは、経済協力開発機構（OECD）加盟国になっておらず、OECD モデルに準拠しない独自の移転価格税制度を定めているところから、複雑かつ合理性を欠く実務（税負担が大きくなるだけでなく、頻繁な制度改正、課税当局との交渉、法令等の言語上の問題）を輸入者に強いている。たとえば、ブラジルは、移転価格算定方法として、OECD 諸国で認められている米国の Comparable Profit Method（CPM）および他国の Transactional Net Margin Method（TNMM）を認めていない。 その代わりに、ブラジルは 3 つの方法を認めているものの、子会社が親会社から部材を輸入する場合、①独立価格比準法（Precos Independentes Comparados, PIC 法）と②原価基準法（Custo de Producao mais Lucro, CPL 法）は、要求される実務を踏まえると、実質的に適用が難しい。 そうすると、当該子会社は③再販売価格基準法（Precos de Revenda menos Lucros, PRL 法）を採用せざるを得ないが、この場合、当該子会社は、所定の算定方法に基づき各事業分野別の利益率（機械部品の場合 20%）を利潤相当額として再販売価格から一律に差し引き、その金額を独立企業間価格と見做すことになる。このように実態の取引とはかけ離れた運用がなされている。［2013 年版 p. 388 に同じテーマが掲載済みですが、重要事案ですので、提案いたします。］	･ブラジルが、OECD に加盟するか否かにかかわらず、OECD 世界標準モデルに準拠することが望まれる。	
					(対応) ･ブラジル日本商工会議所は、2006 年、ブラジルの移転価格に関して、以下の 4 点の重点改善要望を行っている。 1) 業界ごとに異なる利益マージン比率の適用 2) 製品（部品）一点ごとの税率計算から製品群･グループごとでの計算への変更 3) 為替相場（前提レート対実績レート）の差異を容認する柔軟性整備 4) APA の整備その結果、3）の輸出については特例が認められた。 ･2007 年 12 月 26 日、財務省は、対諸外国通貨のレアル高の影響を緩和する目的で、暦年 2007 年度の輸出品移転価格決定の調整メカニズムを定めた規則（Portaria）第 329 号を公布した。 ･輸入取引の場合、原価加算法（CPL）での 20%マージン規定がある。製造コストに租税公課を加えたものの 20%までの利益率しか認めず、現地法人は十分な輸入価格の設定ができない。 ･2009 年 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会で、硬直的な利益率の設定や APA 開催などの問題点、要望を具体的に提起。これを受けた形で 12 月 30 日、移転価格税制に就き、輸入品に関する再販売価格基準法に於いて部品･材料に適用される極めて高い利益率の見直しがなされるなど、一部改正あった。 ･再販価格基準法のマージン比率の変更など、移転価格税制の一部改正の実施を目指した暫定法は、正式な法律となるための国会審議が 2010 年 6 月 1 日までに行われず、廃案･失効となった。しかし、政府は同じ内容の暫定法を再び国会に提出する構えとのことである。 ･2012 年 11 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会で、日本側からブラジルの移転価格税制の問題について改善要請が行われた。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商 日製紙	(5)	移転価格税制	･OECD ガイドラインに沿わない独自の移転価格税制制度。MCM 番号毎の採算管理が必要で、特別な software を導入する必要がある。/09 年弊要望の改善点ではないが、09 年 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会で、硬直的な利益率の設定や APA 開催などの問題点、要望を具体的に提起。 2012 年 4 月に暫定法が発布され、9 月に法令化され正式発効。2013 年から適用義務（2012 年に就いては任意）。2012 年年末に発布された施行規則では、以下の点に大きな変更あった。 ①セーフハーバーの適用範囲の制限（従来の適用制限なしから取引の 20%未満に）、 ②輸入再販価格基準法における利益率と適用方法（再販、製造用部材の区分を廃する一方、業態別に 20-40%の利益率を適用）。 ･欧米と比較して非常に高いマージンを要求されている。親子間の貿易を阻害している。	･経済活動業種やセクター毎の実態に合わせたマージン比率を今後財務省の政令により適宜変更する事を謳う等、一定の改善がみられるが、左記②に於ける業態の適用などに疑義あるなど、APA（Advance Pricing Agreement）の創設も検討願いたい。 ･セーフハーバーの適用範囲の制限については、旧来どおり、制限なしに戻してもらいたい。二重課税を回避するための仕組み構築（租税条約改正を含む）を要望。 ･マージン率の軽減。	･法律 12715、12766 ･施行規則 1321、1322 ･移転価格税制
		日商	(6)	移転価格税制改正の不透明	･移転価格税制の改定が行われたが、規定の内容が不明瞭、かつ化学品の輸入品現地再販においては、さらに事業を困難なものにしている。前者は、化学品製造において現地企業でのマージン 30%以上と規定しておきながら、実際の解釈は化学品再販のみの場合も 30%と、業界で区分したものとなっている。後者は 20%から 30%に最低マージンが上がったことで、製品供給元である日本や米国の関係会社との利益配分の構造を変更せざるを得なくなった。	･外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。	･MP563/12
		JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸	(7)	高い粗利率によるみなし利益課税	･ブラジルの移転価格税制は 96 年法の令 9430 号又は 2012 年の通達 2435 号に準じた 2 種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。納税者側の主張は、 ①固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる、 ②単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める、 ③APA（Advanced Pricing Agreements）事前 問い合わせ 制度を設ける、等であったが、暫定 563 号(12 年 4 月）で粗利率が一般商品は 20%に変更された。カメラを含む一部の商品は 40%～30%と高く税務局との調整を必要としている。暫定 563 号は 12 年 9 月に法令化され最大許容輸入価格の比較額を CIF 価格＋輸入税から FOB 価格に改正された。この法令 12715/12 は 12 月に細則が出たことから CNI（ブラジル工業連盟）、FIESP（サンパウロ州工業連盟）、ELETROS（ブラジル家電協会）を通じ、企業側の要請が行われる見通し。 ･2012 年法令 12715 号で、以前に比べて改善され計算方法も明解になったが、要求されている光学機器･医薬品 40%、化学品等 30%の粗利率はハードルが高過ぎ改善の余地があると思われる。 ･当該関連者の果たす機能･負担するリスクにかかわらず、法令で定められている利益率を確保するよう価格を設定しなければならない一方、日本の観点からはブラジル法人の機能･リスクや無形資産の状況に鑑み、ブラジル法人に適正な所得が配分されるよう価格設定をしなければならない。	･不当に利益操作をしているのではないかとの調査、反論、立証というプロセス無しの機械的な課税方針には納得できない。 ･一部粗利率の見直し: 例：DSC40%を 20%へ訂正して欲しい。デジカメの 40%のマージンは高すぎる為。 ･新法令がスタートしたばかりでもあり影響を見極める必要があるが、政府側との対話と協議は継続して更なる改善を模索願いたい。 ･日本や OECD ガイドラインが適用を可能としている取引単位営業利益率法（TNMM）や利益分割法（PS 法）といった利益を基準とした移転価格算定方法を追加してほしい。	･移転価格税制 ･法令 9430（1996 年) ･法令 12715/12（2012 年 9 月） ･ブラジル 2012 年法令 12715 号 ･ブラジル連邦国税庁施行細目通達 243 号第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					(対応) ･輸入取引の場合、原価加算法（CPL）での 20%マージン規定がある。製造コストに租税公課を加えたものの 20%までの利益率しか認めず、現地法人は十分な輸入価格の設定ができない。		
		日機輸	(8)	対象範囲が広く、高い利益率が要請される移転価格税制	･出資比率が 10%以上の会社との取引も対象となってしまう等、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、多大な事務負担を要求されている。 また、業態や取引の特性に関係なく一定の高い利益率を要求する手法が採用されており、他国で行っている取引であっても、ブラジルでは採算が取れずに諦めざるを得ないものがある。	･左記以外の点においても国際的な標準モデルである OECD 移転価格ガイドラインとは大きく異なる制度になっている為、ガイドラインに準拠した制度に見直して頂きたい。	･1996 年(法令 9430･96)、連邦税務局からの基本通達
		日機輸 日商 日製紙	(9)	事前確認制度(APA)の不在	･APA（事前確認制度）に関する明確な法規定が無く、移転価格非抵触の事前確証が得られず、市況･為替により常に移転価格抵触のリスクを抱える。	･OECD モデルと同様、課税リスクの軽減のため、事前承認制度の整備をお願いしたい。 ･APA（Advance Pricing Agreement）の創設を検討願いたい。	
		日商	(10)	PIS/COFINS、ICMS の受領資本利子課税	･持株会社が受領する資本利子に対し、PIS/COFINS が課税されている。（通常の利子は課税対象外）。	･課税対象外とすることを要望する。	
		日機輸 日製紙 日商	(11)	輸出還付の遅延	･所謂付加価値税の性質を持つ ICMS、PIS/COFINS の輸出業者への還付手続に非常に時間がかかる。 ･社会負担金等（PIS/COFINS）を含め連邦政府に対する税金還付 Position が発生した場合に、将来の税金から控除するのみでなく、還付請求を行う権利が認められているが、その実行性についての疑義多く、事務作業や手続きに要する時間が明確で無い等、還付請求制度が機能していない。数年前に輸入したものを輸出する場合、輸入の際の PIS/Cofins 等の間接税の免税制度が定められ、2010 年より国内の仕入に際しても同様の免税制度が導入された。2009 年 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会にて本件具体的に問題提起。伯側の理解を得た。	･政府による税制の簡素化、低率化。 ･税務当局の事務の迅速化。 ･還付の実行。	･ICMS は連邦憲法で定められている。 ･連邦憲法 ･一般税法
		日機輸			･輸出取引における税金還付手続きが恒常的に遅延している。		
					(対応) ･2009 年 9 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会にて本件具体的に問題提起し、伯側の理解を得た。 ･2010 年 5 月 5 日、財務省と開発商工省は、自動車部品などの輸入が増加していることを受けて、産業競争力強化に向けた輸出時の間接税還付の迅速化などのインセンティブを発表した。 ･2010 年 5 月 5 日、ブラジル財務省は企業の輸出を拡大するための一連の措置を発表した。その一つとして、所定の要件を満たす輸出企業に対してブラジル連邦歳入局（FRA）が行う税額控除の還付を迅速化させるというもの。輸出企業に対する社会統合基金･公務員厚生年金（PIS/PASEP）、社会保険融資負担金（Cofins）、工業製品（IPI）税の控除の 50%の還付は、企業が必要書類を提出してから 30 日以内に完了する。現在、FRA が税額控除の還付手続きを完了するまでに最長 5 年間かかっている。 **(改善)** ･数年前に輸入したものを輸出する場合、輸入の際の PIS/Cofins 等の間接税の免税制度が定められ、2010 年より国内の仕入に際しても同様の免税制度が導入された。		
		JEITA 日機輸 日商	(12)	税金還付制度の不備	･付加価値税･売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。	･和議･倒産に限定でも良いから制度化を望む。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日商 日商	(13)	連結納税制度の欠如	・連結納税制度がない。 **・持株会社の場合、傘下各社で事業収益による課税 Position が生じる一方、持株会社本体では管理経費が発生し欠損 Position となるケースが多く、全体として納税額が大きくなるケースが多い。**	・連結納税制度を制度化していただきたい。 ・連結納税制度の導入。	
		日商	(14)	特定の持株会社への 15%源泉税率の適用	・事業目的を伯国企業への出資のみに限定した持株会社の場合、伯国会社として 15%の源泉税率が適用される。	・伯国企業であっても、日本企業とみなし、日本企業への資本利子を払う時点で日伯租税条約にて取り決められている源泉税率(12.5%)にて源泉徴収するよう税法を改正することを要望する。	・日伯租税条約 10 条
					(対応) ・2009 年 9 月に開催された第 2 回日伯貿易投資促進合同委員会にて本件問題提起し、伯側の理解を得た。		
		JEITA 日機輸 日商	(15)	曖昧な欠損処理規定	・欠損による Tax Loss の規定があいまいでなかなか使用できない。	・Tax Loss 使用定義明確化。	・法人税法
		JEITA 日機輸 日商	(16)	INCOTERM に基づく CIF の価格設定不可	・INCOTERM に基づく CIF での価格設定が認められていない。	・INCOTERMS に基づく CIF での価格設定を認めていただきたい。	
		日商	(17)	融資取引・口座間資金移動への課税	・グループ内に、余剰資金のある会社、資金需要のある会社があり、グループ間で資金有効活用し、コストの社外流出 Minimize と資金効率の向上を図りたくても、現状は IOF など融資取引、口座間資金移動に際し掛かる税金の存在等から斯かるサービスは実現しておらず、企業で独自にグループ・キャッシュマネジメント体制を構築することが困難。	・金融機関及び企業によるキャッシュマネージメントサービスの実現へ向けた法制整備。	
		日商	(18)	現物貸借取引に対する貸し手への ICMS 課税	・リオ州の税制において、現物貸借取引は ICMS（税率 19%）課税対象となるため、原油生産プロジェクトを他社（パートナー）と共同で行い、他社がリフティングする際、同社のエンタイトルメント原油数量がリフティング数量に満たない場合、一時的にパートナー間で発生する現物貸借取引に対し、貸した側に ICMS が課税されること。（実体としては、その後の原油生産により逆の現物賃借取引が行われる為、すぐに貸借関係は解消される。）	・プロジェクト運営の実態に即した課税方法への変更。	
		日商 日商	(19)	全世界所得課税適用の不合理	**・個人の課税対象が伯国内の所得のみならず、全世界の所得が対象となり、結果として非常に高額となる点（年金保険料に関しては、2012 年両国にて社会保障協定締結により二重払い防止）。** ・国外源泉となる所得、即ち在外関係会社についても課税される仕組みとなっており、国際的に見て非常識な税制となっている。在外関係会社にとってブラジルは居住地でも源泉地でもなく、課税される根拠が全く不明。支店はともかく別法人である関係会社に対して、全世界所得課税の考え方を取るのは不合理と言わざるを得ない。	・税制の見直し。 少なくとも、海外の合算納税の対象となる関係会社への出資比率を引き上げ、経営を支配することが可能な 50%超の子会社のみ対象としていただきたい。	・国税庁細則 IN213/02

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(20)	国外源泉損失の損金不算入	・国外源泉利益は益金ながら、損失は損金に参入されず、税の公平性に著しく欠ける。このため、ブラジル子会社からブラジル国外への投資が阻害され、持株会社（親会社）をブラジルに設立できない。同取引で利益は課税、損失は不課税などというルールは、そもそも憲法違反ではないか。	・税制の見直し。 ・国外投資先にかかるキャピタルロスを、国内投資先にかかるキャピタルロスと同様の扱いとして頂きたい。	・国税庁細則 IN213/02
		日商 日商	(21)	税制改正に伴う運用細則の整備の遅れ	・2012 年、移転価格税制、輸入 ICMS の改正が国会で決議され、今年から実施されたが、その運用細則の整備が遅れており、商取引を実施する障害になっている。 移転価格税制では、PRL 法のみなし利益率を決める、具体的な商品の細目がはっきりしていない。適用される税率が決まらないので輸入取引が阻害されている。 輸入 ICMS でも同様、4%の ICMS 率が適用除外となる運用細則が事後で発表されるなど、実務への適用がタイムリーにできない。 ・輸入 ICMS の改正後、運用細則の整備が遅い。	・税制改正および運用細則の発表を同時に行って頂きたい。 ・草案段階で、パブリックコメントを求めるなど、法、運用細則趣旨の理解の徹底ができる運用をして頂きたい。 ・税制改正および運用細則の同時発表。	・法律 12715 号 ・国税庁細則 IN1312/12
		日商 日商 日商 日商 日機輸	(22)	頻繁な税制改正による不透明とコストアップ	・頻繁に税制変更が実施されることに伴うコストアップ。 ・頻繁に行われる税制改正のため、税務担当者の負担が増えている。 税制改正について、適宜かつ正しく理解するためには別途コストを支払い、税務コンサルとアドバイザー契約を結ぶ必要がでている。 ・金融取引税等の変更が頻繁。金融機関のみならず、取引先の一般事業会社の事業計画の変更につながることも多い。 ・州によって流通税（ICMS）のインセンティブが出て、頻繁に変更される為、営業活動に支障を生じる。 ・複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きいこともさることながら、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、税理士へのフィーや事務作業等、多大な税務コストの負担も余儀なくされている。	・整合性ある変更と周到な準備。 ・もっとわかりやすい税体系となるようにしていただきたい。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・州間の企業誘致の為の租税戦争を実施するのではなく、国全体の整合のとれた制度体系の確立をお願いしたい。 ・構造改革（税制の簡素化）。	・各種税法
		日商	(23)	時間を要する税金納付	・税金納付にかかる時間がかかる。世界銀行と IFS の調査では、183 位中 183 位（最下位）。	・税制のシンプル化、税率の適正化。	
		日商	(24)	税務訴訟	・REFIS 税金をめぐって訴訟による政府との交渉が必要。適用する税制、税率に関するものが主。25 年以上も係争中のものも存在。	・ルールの透明化によって、訴訟を低減。	
		日機輸 日商	(25)	ISS の累積課税	**・プロジェクトオーナーが EPC 契約を Turn Key で発注する場合、発注金額に対してサービス税として ISS（5%）が課税されるが、EPC コントラクターが更にサブコンに外注する場合、この発注に対しても同様に ISS が課税されクレジットが認められない。このため、サブコンのレイヤーが多ければ多いほど ISS が累積する。**	**・ISS のクレジットを認めてもらいたい。**	・大統領令 406 号、補足法第 116 号
		日機輸	(26)	流通税における高い利益マージン	・サンパウロ州において、ブラジル国内の他州で製造したカメラ製品を仕入れた場合に、前払流通税の算定において仕入価格に対して 50.52%という非常に高い利益マージン率のマークアップに対して課税が行なわれる。	・実態と全くかけ離れている利益マージン率の見直し。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(27)	資本利子支払い時の源泉税の取り扱い	･日伯租税条約においては、伯国から日本への資本利子支払い時に適用される源泉税率は 12.5%となっているがブラジル国内間の支払い時に適用される源泉税率は 15%である。日本企業が伯国企業へ持株会社を通じ出資している場合、持株会社が資本利子を　支払う際に以下の様な問題が上記税率の違いによって発生する。 出資形態　： 　日本企業　--- 出資　---> 持株会社　--- 出資　---> 伯国企業 　(日本)　　(伯国)　　(伯国) 資本利子支払い時の適用税率　： 　日本企業　<--- 12.5% ---　持株会社　<--- 15% ---　伯国企業 ※問題 持株会社は、日伯租税条約に則り、日本への資本利子支払い時に 12.5%を源泉するが、伯国企業から持株会社が資本利子を受領する際は 15%を源泉される為、2.5%の差が生じる。持株会社に資本利子以外の収入が無い場合は、①持株会社は自らの資金を活用し 2.5%を上乗せし日本企業宛に支払うことになり、②2.5%の税金を他の税金から控除することも出来ず二重課税されたままとなる。	･持株会社の事業目的が伯国企業への出資のみの場合は、伯国企業から持株会社(日本企業への支払い分)へ資本利子を払う時点で日伯租税条約にて取り決められている。 源泉税率(12.5%)にて源泉徴収するよう税法を改正することを要望する。	
		日機輸	(28)	国外からの送金に対する金融取引税の賦課	･ブラジル国外からの送金相当額（出資･ローン）に対し、ブラジル国通貨であるレアルに変換される際に都度 IOF 0.38%が課税される。一例として、同金額は中銀登録上 100%認識されるも、キャッシュは課税後の金額 99.62%相当のみ口座へ入金され、事業会社が本来必要とする金額に対して、実際の受取金額がそれよりも少額となってしまう問題あり）。ブラジル人パートナーと共同事業を推進する場合、彼らの送金（国内間移動）には課税されず、海外からの送金に課税（つまり外貨のレアル転換）されることから、それぞれの最終的な入金額に差額が発生。結果として、差額分の取り扱いに関してパートナー間で不要な交渉事項が発生し、投資の阻害要因となるケースあり。	･海外からの投資の際の為替取引（ドル→レアル）に対する IOF 課税の廃止。	･行政令 7412 号
		JEITA 日機輸	(29)	海外借入に対する金融取引税の課税強化	･海外からの借入に対する金融取引税の免除基準が、法 7853(2012 年 12 月 5 日)により、1 年に変更された。	･規制の簡素化。	･法 7853(2012 年 12 月 5 日)
		JEITA 日機輸	(30)	貸倒の納税額償還制度の不在	･付加価値税･売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。	･和議･倒産に限定でも良いから制度化を望む。	
		JEITA 日機輸	(31)	売上を課税ベースとする給与納税	･法令 12715 号(2012 年 9 月 18 日発行)55 条により業種によっては従来の給与額 20%に対し売り上げの 1%で納税する制度への選択が可能となった。	･給料付帯経費の負担低減。	･法令 12715 号 55 条(2012 年 9 月 18 日発行)
		日商	(32)	税制改正に伴うシステム変更	･頻繁に税制変更が実施されることに伴い、関連するシステム変更の必要に迫られるが、政府からシステムの基本フレームが発表されていない、また、ソフトメーカーの関連ソフト生産がキャッチアップできていないなど、問題が生じる可能性がある。	･国として、関係団体との整合を図り、用意周到な準備を行ったうえで、実施に踏み切って頂きたい。	
		日商	(33)	納税申告制度の頻繁な変更	･本年においても eSocial なる電子帳簿システムの導入が予定され、そのソフトを使用しないと税務申告ができなくなる。 また今年度はそのシステムの購入、教育、過去データの入力作業等、負担が大きくなる。	･このようなシステムを導入するのであれば、今後数十年はこのシステムを使用すると国として約束をしていただきたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(34)	税優遇措置の獲得条件	･Electronics Manufacturing Service（EMS）を活用した事務機の現地生産で、税優遇措置を受けるに当たり、事務機の頭脳となるメインボードのローカライズが必須となっている模様。	･メインボードはメーカーにおける技術の結晶であり、ローカライズすることで技術が流出してしまう懸念がある。 ･メインボードをメーカーから供給する現地生産の形態であっても、優遇措置を受けられるよう、規制緩和への働き掛けをご検討頂きたい。	
		日機輸	(35)	ローカルコンテンツ規制	･PPB 税制優遇を受ける為に、例えば、携帯電話（15%）、タブレット（50%）、ノートブック PC（90%）など各製造業者に対してメモリー/NAND FLASH 製品のブラジル国内産品の購入比率を強制することにより、ブラジル国内で半導体の生産を行っていない会社がブラジル内での販売機会を抑制されてしまっている。また、特定の半導体事業者による市場寡占状態が起こり、自由競争が妨げられる可能性がある。	･規制緩和による競争の自由化と経済の活性化をはかるべきである。	･ブラジル官報 2012 年 12 月 28 日 No-306 ･ブラジル官報 2012 年 10 月 9 日 No-45 ･ブラジル官報 2012 年 5 月 17 日 No-109
		日商	(36)	徴税時効の不明確さ	･現在会社清算業務を遂行中なるも、5 年を超える過去の未納税、若しくは 5 年を超える過去の相殺納税申告否認通知を突然受領し、未納状態となっているとされる税金に金利/科料を加えた金額の請求を受けることが度々発生している。本来徴税権時効は 5 年と了解するが、5 年を超える過去の事項に対する税務当局請求を否認する為には、新たに税務訴訟を提訴する必要があるとされ、当該訴訟対応に更に 10 年掛かることを覚悟してまで提訴すべきとの判断に至らず、疑問を持ちながらも当局請求に対して支払に応じている状況。	･5 年を超えて当局から一切問い合わせを受けていない過去の事項については、原則全ての案件に対して徴税時効の成立が明確に認められることを希望する。 ･税務訴訟に掛かる時間の大幅な短縮を希望する。	
15	価格規制	日商	(1)	高額な電力料	･半官半民の電力会社が管理統括することによる高額な電力料。	･電力税の削減。	
16	雇用	JEITA 自動部品中小企 日機輸 日商	(1)	代表者･駐在員のビザ取得の居住要件、資本金要件	･代表者はブラジル居住者、又は外国人の場合は永住ビザを有する者に限られ、temporary ビザの者は認められない。駐在員として永住ビザを取得するためには中央銀行に登録された 60 万 R$の資本金が必要、又は 15 万 R$の増資と最低 10 名の追加雇用が必要となる。Temporary ビザは 2 年と限定され、その取得が難しくなってきており、新許可も得にくくなってきている。	･永住ビザ取得条件の廃止。 ･取敢えず法務省裏書きの住民票とパスポート･コピーで代表取締役の必要書類とする（日本の場合と同様）。 ･現地就業後の RNE(外国人登録証)変更申請の簡略化。	･ブラジル移民局規定 ･94 年 7 月 29 日付決議文第 27 号 ･Resolucao Normativa 10 CNI (97 年 11 月 11 日付) ･法令 95（2011 年 8 月 19 日にて CNI が発効） ･法令 99（2012 年 12 月 19 日にて CNI が発効）
		JEITA 日機輸			･非居住者の永住ビザ取得費用は、2011 年に法令 95/2011 により、60 万 R$の投資又は 15 万 R$で最低 10 名を追加雇用する制度に変更。	･他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。	
		JEITA 日機輸			･以前のテンポラリービザは 2 年プラス 2 年でパーマネントビザへの切り替えとなっていたが、法令 99(12 年 12 月 19 より)2 年後切り替えが可能となった。		
					(対応) ･ブラジルで 4 年間にわたり一時ビザで就労した者は、永久ビザへの切替を申請することが出来る。 ･非居住者の永住ビザ取得費用は、2011 年に法令 95/2011 により 60 万 R$に変更。 **(改善)** ･新規設立で会社設立後 2 年以内に新規雇用を 10 人以上創出した法人または個人が投資する場合、最低 5 万ドル以上の投資につき 1 名の永住ビザが取得できることになった。（国家移民局 2004 年 10 月 6 日付決議第 60 号）		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日商	(2)	ビザ発給の遅延･取得難	**･日本から出張者、支援者、赴任者を受け入れる場合、その目的によって商用ビザ、短期（テンポラリ）ビザ及び長期（パーマネント）ビザの取得の必要があるが、ビザ取得にはかなりの時間を要す。**	**･ビザ取得の簡素化･スピード化、各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。**	･入国管理法 ･Lei No.6815/80 16 条 ･移民審議会（CNI）決議 53 号
		JEITA 自動部品 日機輸 日商			･技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない（実働 10 日間以上）。	･ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 ･緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。	
		JEITA 日機輸 日商			･外国人の就労許可の審査が厳しくなっており、役員や技術者の就労許可の取得が困難となっている。赴任者･出向者の長期ビザの発給の遅れは、企業の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要である。ビザの発給に非常な時間と経費がかかる。90 日間有効のビザ（業務出張用）－期間が短すぎるが－の場合、発給に申請後約 1 週間、10,200 円（Consular fee として）かかる。（米国からブラジル向けのビザは 5 年間有効）	･米国並のビザの発給の迅速化、有効期間の長期化。	
		JEITA 日機輸 日商			･現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3 ヶ月程度必要な場合有り。）	･手続の早期化を要望。	
		JEITA 日機輸			･短期ビザの在留期間を延長するためのプロトコルだけを証明し、ブラジルに入ることができない。		
		JEITA 日機輸 日商			･短期ビザを永住に変更をするためのプロセスは 4～6 ヶ月間掛かる。しかし、申請することは有効期限の 2 ヶ月前にしかできない。	･変更手続きを 6 ヶ月前に申請できることを要望する。	
		日商			**･短期ビザから永住ビザへの切替期間に半年以上要。その間に伯外へ一旦出た際は、観光ビザを入手しておかないと 最悪伯への入国が出来ないリスク有。**	**･ビザ更新手続きの迅速化。**	
		日製紙			**･既存企業であっても就労ビザ取得に 4 カ月以上かかる。また、昨年来一時ビザの更新が廃止され、更新から永久ビザ発行へと手続きが変更されてからも、永久ビザ発行までに 1 年程度の長期手続きを要している。**	･就労ビザ取得作業の簡素化（就労許可審査の短期化等）。	
		JEITA 日機輸			･外国人就労者に対して、ビザ（パーマネント･テンポラリー）取得まで半年程度を要する。	･ビザ取得の簡素化･スピード化、各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	
		JEITA 日機輸			･ビザの発給に時間がかかり（2～3 週間）、緊急の出張に対応できない。	･ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 ･緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。	
		日商			･従前の就労ビザは初回 2 年期限で、更新手続きにより＋2 年、その後、永住ビザへの切替であったが、初回更新より永住ビザへの切替が可能になった。その制度変更直後より、ビザの更新･切替の手続きが滞留し始め、更新に 1 年以上を要した駐在員がいる。更新が完了したのは一部の駐在員のみで、殆どがビザ有効期限を過ぎ、申請中の状態のまま、従業している状態。申請中である事を証明出来るプロトコーロという書類は入手出来るが、下記のような不都合があり、公私ともに悪い影響が出ている。	･要件を満たす場合のビザ更新。･手続きの迅速化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商 日製紙 日商			・サンパウロ到着時のイミグレーションにおいて、係官に対して、入国者がビザプロセス中である場合の対応が教育されておらず、入国までに非常に時間が掛かる。窓口で 1 時間近く待たされたケース有り。英語が不自由な係官も多く、連邦警察の業務委託先業者のレベルに問題有り。 ・取得まで平均 5 カ月もかかること。簡素化して早くなると聞いたが、全く早くなっていない。 多額の投資をしてパーマネントビザを申請しても、テンポラリービザ取得までの期間と変わらない。 ・2012 年より、2 年経過後に VISA V（2 年期限）を延長する場合は、永久 VISA への切替申請が必要となったが、当該手続きの進展が極めて遅く、切替までに 1 年半近くが経過している駐在員もいる。切替手続き中に日本への出張や一時帰国などがある際は、念のため、日本で観光 VISA を取得して再入国するよう推奨しているが、以下のようなトラブル事例が発生している。 －出国時、サンパウロ GRU 空港にて VISA 切れということで出国審査官に RNE（外国人身分証明書）を取り上げられる。 －観光 VISA の取得はあくまでもブラジル入国時に有効な VISA が必要との法に基づく一過性措置であるにも関わらず、観光 VISA で許可されている期間を過ぎてブラジルに滞在していたと主張され、在日ブラジル領事館から観光 VISA 発給を拒否される。	・入国審査官への教育徹底。 ・ビザ発給・更新手続きの迅速化。 ・パーマネントビザ取得期間をテンポラリーより短く（優遇して）いただきたい。 ・ビザ切替申請の迅速化の対策を図っていただきたい。 ・入国審査官や在日領事館職員とビザ申請実態の正確な共有化を図っていただきたい。	
					(対応) ・公社民営化に伴い、欧州系企業等の技術者派遣が急増しており、ブラジルの労働組合および失業者から反発が強まり、政府は国内労働者保護方針を強めている。 ・外国人技術者導入の条件は、高度技術を有することの立証とそのノウハウを期間内にブラジル人技術者への移転。 ・2002 年 7 月 19 日付規範決定 53 号により、ブラジル企業に対して技術アフターサービス提供のために、90 日間までの定まった期間（延長不可能）来伯する外国人に対して労働許可及び査証給付が認められた。また、緊急事態発生時には、各領事館の裁量で同一外国人に対して 90 日間に 1 度のみ 30 日間の期限付きでテンポラリー査証が延長不可能条件で給付できるとされている。 ・2003 年 8 月 27 日付規範決議 55 号により、技術アフターサービス関係の 90 日間の緊急査証が規定されるようになり、また、30 日間の緊急査証がブラジル領事館により発給が再び認められるようになった。 ・2009 年 9 月に開催された第 2 回日伯貿易投資促進合同委員会にて日本側より労働ビザ取得の問題提起、伯側から一定の理解を得た。 ・2012 年 1 月 1 日から日伯商用査証の運用を開始。 ・2012 年 11 月、第 6 回日伯貿易投資促進合同委員会において、日本側からブラジルのビザ問題について改善要請が行われた。 ・ブラジルの商用査証の有効期限が 3 年間に変更。		
		JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(3)	短い入国ビザの有効期間	・入国ビザの期間が 3 ヶ月と短期でかつ、ブラジル入国に有効であるだけでなく、出国時も有効である必要があるため、非常に使いづらい。 ・現在の法令によると、ブラジル滞在期間が 30 日以下であり、緊急な場合であれば、ビザを直接領事館で申請することができるが、普通の場合はできない（労働許可証は不要）。 ・ビザの有効期間は 60 日のみ（米国から）、韓国はビザなしで入国可能。	・ビザ期間延長。 ・ビザ取得の早期化。 ・ビザ取得手続きの改善。 ・国情の違いで仕方ない。	・入国管理法 ・Lei No.6815/80 16 条 ・移民審議会（CNI）決議 53 号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸	(4)	商用査証の有効期限	･ブラジル商用査証の有効期限が 3 年間に変更。		
		日機輸	(5)	簡易ビザ発給制度の不備	･技術支援者･業務打合せ者の派遣に際して、ビザ発給にパスポートを 10 日以上預ける必要があり、業務遂行上の大きな障害となっている。	･緊急時の簡易ビザ発給制度の導入等、事務速度の改善。	
		日商 日商 JEITA 日機輸	(6)	外国人登録手続の遅延	･RNE（外国人登録書）発給が極度に遅れ、その間はプロトコルを身分証明として提示するが、各種提示場所でプロトコルが身分証明として十分に認知されていない場合があり、都度説明に労力を要する。 ･ブラジルでは依然、外国人登録が遅滞している。殊、私個人も入国から 1 年半、いまだ登録証が発行されていない。 ･RNE（外国人登録書）登録･変更の申請が予約制で、予約に時間がかる。	･RNE の早期発給を望む。 ･管轄である連邦警察による工数配分の見直し。	･RNE 登録処理 ･Lei 6815/1980（法令） ･Lei No.6815/80 16 条 ･入国管理法 ･移民審議会（CNI）決議 53 号
		日機輸 日商 日製紙 日商 JEITA 日機輸 日商 日商 JEITA JEITA 日機輸 日商 医機連 日製紙 日商	(7)	労働者過保護の労働法制	･労働法により、給与を引き下げることができない。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格･減俸･処遇改定が実施できない（例えば懲罰により 3 ヶ月減給も不可）。また、従業員に対して賞与支給を実施したいが 2 年連続で実施した場合には生活給としての既得権になり、3 年目以降になると賞与を廃止できなくなる。 ･労働者保護の色彩が色濃く、労働関連費用は決して安くない。 企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格･減俸･人員整理･処遇改定が実施できない。 ･労働費が高い。また、銀行に勤める従業員に 8 時間以上の労働をさせてはいけないという法律（1943 年 3 月 1 日に制定）。繁忙期に残業にて対応できないため、通常時においても余剰戦力が必要。 ･パフォーマンスが如何に低くとも原則減給出来ない給与、高額設定の残業代などの環境下では、仕事を効率よく時間内にこなすという社員が育ちにくい。労働コストの会社経営への影響は大きい。 ･労働訴訟や雇用法における過剰な労働者保護がみられ、柔軟な運営が行いにくい。 ･休暇の取得制度が硬直的。年間 30 日の休暇で一回 10 日以上の連続取得で年 2 回の取得しか認められない。休暇中の人の手当てやコスト等が小規模では対応できない。 ･人の定着が極めて悪い。ブラジルのインフラ未整備は常に指摘されているが、基本的な教育が非常に遅れている。翻って、労働者保護の時代遅れの労働法制が幅をきかしており、労務コストは右肩上がりで増加、競争力を削がれている。 ･過度の労働者を保護。 ･労働法により年間有給休暇が 30 日あり、必要雇用人数が多い。 ･障害者雇用規制による罰金。	･政権による構造改革の早期実施。 ･企業競争力低下を防ぐために、税金･社会負担金の減少や給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度にしてもらいたい。 ･各企業に自由度を与えた雇用制度に変更してほしい。 ･労働者有利により過ぎた労働法の改訂。 ･各企業の事情に応じた条件を適用出来る雇用制度への変更。 ･法律の撤廃。 ･労働者有利により過ぎた労働法の改訂を進めていただきたい。 ･労働者保護規制等の緩和。 ･法律の撤廃。 ･労働者全体の能力水準の均一化を図る為、基礎教育の充実をお願い致したい。 ･硬直的な制度を維持している、労働法の改善をお願い致したい。 ･有給休暇日数の減。 ･障害者雇用制度の柔軟化。	･労働法 ･ARTIGO255 DA CLT (CONSOLIDACAO DAS LEIS DO TRABALHO) ･憲法 7 条 13 項 ･総合労働法 58 条 ･総合労働法 130 条 ･Decree-Law nr. 5.452/1943 - Consolidation of Labor Laws (CLT). ･各種社会保険法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸 日商 日商 日商			･給与を引き下げることができない。過度な労働者保護となっている労働法により、全ての面でコスト高。又、些細な労務裁判の発生。 ･①引き下げ方向の処遇改定が出来ない法律となっており、勤続年数が長いと安定雇用を望む場合でも解雇理由となってしまい労働者保護を阻害している。 ②業務貢献に対し賞与の支給を検討する際、年によって別件に対する賞与であっても 2 年連続すると既得権となるため、支給見送りとなる原因となっており、労働者待遇向上を阻害している。 ③休暇の取得が 10 日以上連続を義務つけており、労働者が自己都合で 1 日単位の休暇を取ると欠勤扱いとなってしまうため休みにくい。労働者の労働環境改善を阻害している。 ④経営側から見ればこれらはコスト上昇要因（ブラジルコスト）でもあり適正な人員配置を阻害している。 ･下方硬直的な賃金体系等、産業の実態に合わない諸制度が、収益性悪化させている。 ･（経済成長･インフレ下、政治政策であり仕方ない面もあるが、）労働法制および組合協定で定められている最低昇給保障、賞与による成果調整が難しく下方修正を容認しない賃金制度、労働法制による一律の長期休暇付与保障、高い社会保障費の企業負担など、人件費の増加が大きく、市場競争が激しく価格転嫁できない中で、利益を確保して行くことが非常に難しい。	･労働法の近代化。 ･経営側と労働側の自由交渉による裁量部分の拡大およびシンジケートの関与排除（代わりに証拠管理のための弁護士関与等を検討）。 ･労働者保護の理念は理解するものの、賃金設定についてよりフレキシブルな制度の創設を期待したい。 ･より柔軟な労働法制への政府の政策転換を望む。	
					(対応) ･全国金属労働組合連合会は、2000 年 7 月、下院議長に対し、週 36 時間労働を唱えて一部企業をターゲットに散発ストを行っている。時短要求の根拠として生産性上昇を挙げている。 ･2001 年 12 月、労働法の規制緩和法案（法案第 5845 号）が下院を通過した。同法案は、とくに労働者の権利の一部を修正することで、労使関係に対してより柔軟性を与えることを狙いとしている。 ･2001 年の国内給与生活者の平均年収が 3.9%低下し、3 年連続前年を下回り、2001 年 1 月の失業率が 6.8%（2000 年 1 月 5.7%）へと増加した。 ･2002 年 2 月、右派 3 労働組合団体は、労働大臣に対して、失業保険支給を現行 3 ヵ月～5 ヵ月から最高 8 ヵ月まで延ばすことを要望した。 ･労働省集計によると、1999 年までの過去 4 年間に労使交渉がストなどの実力行使から労働協定の締結が 70%に増加したことに見られるように、労使間の話し合いによる合意成立を重視する方向があるとしている。 ･2001 年、2002 年と低経済成長が続き、IGBE 発表によると、公式失業率は、2002 年 11 月：7.1%、就労者の平均収入が 2002 年 9 月まで 21 ヶ月連続減少した。（2003 年 6 月の全国 6 大都市圏の失業率は 13%に上る） ･2003 年 5 月、ルーラ大統領は労働法を改正する法案第 5483 号の取り下げを要求し、2004 年議会で承認されて同法案は取り下げられた。 ･政府は、2003 年以降、労使、政府代表による労働法改正に関するフォーラムを設置して、議論を行ってきているが、労働法改正作業は、政界、労使、学会の意見の対立が激しく、3 中央労組がフォーラム脱退を宣言するなど頓挫している。 ･レアル高下、2006 年 4 月より、最低賃金が 350 レアルに 13%引き上げられた。 ･世界銀行による投資環境調査において、勤続期間補完基金（FGTS）の廃止･労働者への手厚い保護を修正するための労働法改正の必要性を指摘している。 ･ルーラ労働党政権で、統合労働法改正と組合法の改正を公約としていたが、経営者団体と二大中央労組との対立が厳しい状況にあり進展していない。 ･世界銀行”Doing business in 2006”で、雇用･解雇の容易さでブラジルは 155 カ国中 144 位にランクされている。 ･最低賃金が 2008 年 3 月 1 日から 415 レアルに引き上げられた。引き上げ率は 9.2%で、2007 年の 8.6%を上回った。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商 日商	(8)	高い労働コスト	･労働コストは、ブラジルは世界でも非常に高いといわれる。政府与党である労働党(PT)の指導によりブラジルは労働組合の力が強く、企業(雇用者)は労働者に対する名目賃金の他、名目賃金の 68.18%以上。ジェトゥリオ･ヴァルガス財団(FGV)と全国工業連合(CNI)が行った調査によりますと、ブラジルでは労働者との 12 カ月間の契約期間に、労働者に対して支払われる 名目賃金額の 2.83 倍、およそ 183%のコストを雇用者は負担している。 ･当社事業活動範囲である、中南米･カリブ全般に言えることだが、インフレや経済成長、また企業のグローバル化などによる労務費の高騰により、優れた人材を安価で確保すること、また社内の給与バランスの維持がより難しくなっている。当社内においても、ほぼインフレ見合いで年々給与があがっている長年の勤務者よりも、近年採用する社員の方が同じポジションであっても給与を高く設定せざるを得なくなり、公平を保つのが難しくなっている。	･問題を少しでも解消するため、ブラジル政府と全国工業連合(CNI)は、低い経済効率や競争率、外国投資を誘致するための障壁をもたらす原因とされる、政府の政策や法律、規則などの見直しを目的としている。 ･政府や業界団体から毎年インフレを上回るベース給与アップの指針が発せられ、民間企業として従うことになるが、労務費の高騰は、国内産業の競争力を失うことにもなる。インフレに則した指針を求める。	
		日機輸 日製紙 日製紙	(9)	給与の下方硬直	･従業員給与が下方硬直性である。 ･従業員給与が下方硬直性である。政府の方針として、前年インフレ＋GDP 成長率で賃金コストが上がるが、売価上乗せには競争上限界がある。このままでは早晩事業として成立しなくなる。	･政権による構造改革の早期実施。 ･給与引下げの自由化。 ･インフレ分の賃上げ義務の撤廃による賃上げ交渉の完全随意化。	･労働法 ･各種社会保険法
					(対応) ･団体交渉の労働協約による場合を除き、減額することはできない。		
		日商 日商	(10)	同一作業･同一賃金	･同一作業には同一の賃金を支払わなければならず、労働契約で職種･賃金が明記されるため、職務の掛け持ちが困難となり、要員増･コストアップ要因となっている。 ･同一職種同一賃金の原則のため、勤務評定により待遇に差をつけると労働裁判のリスクが高くなることから、メリハリのある人事政策が不可能となっている。	･労働法の改正。 ･労働法の規定を緩和。	･労働法（CLT）
		日製紙 日機輸	(11)	インフレ率を上回る最低賃金上昇	･毎年インフレを大幅に上回る勢いで法定最低賃金が上昇している。通常の賃金についてもインフレ分は必ず賃上げする義務があり、インフレによる内需の収益拡大を取り込めない輸出企業にとっては恒常的な減益要因となる。給与の引き下げも禁止されているため、人件費を競争力ある水準に保つためにはインフレ分の賃上げにより給与水準が一定レベルを超えた社員は望まずとも解雇せざるを得ず、企業を害するばかりか、本質的に労働者保護になっていない。 ･労働法により、インフレ率に合わせて毎年全従業員の昇給を実施しなければならない、一方、評価査定に伴う減給は認められていないこと。又、社会保険料が本邦対比高いため、企業における人件費は額面給与の 2 倍程度まで膨らむ。	･企業が技術革新等で競争力を維持できる範囲の法定最低賃金 UP。 ･インフレ分の賃上げ義務の撤廃による賃上げ交渉の完全随意化。 ･給与引下げの自由化。 ･政権による構造改革の早期実施。	･労働法 ･各種社会保険法
					(対応) ･最低賃金は毎年引き上げられる。改定率は引き上げ前 12 ヵ月間のインフレ率と、前々年の GDP 成長率（つまり 2013 年は 2011 年の成長率 2.7%が基準）をベースに算出している。この算出方法は 2011 年 2 月 25 日付法令 12382 号で定められており、インフレ率は原則として、ブラジル地理統計院（IBGE）が公表している全国消費者物価指数（INPC）を採用している。 ･最低賃金が 2008 年 3 月 1 日から 415 レアルに引き上げられた。引き上げ率は 9.2%で、2007 年の 8.6%を上回った。 ･2012 年 1 月から連邦最低賃金が名目ベースで 14.1%引き上げられた。 ･2013 年 1 月 1 日から、連邦最低賃金が名目ベースで 9.0%引き上げられた（月額 622 レアル（1 レアル＝約 42 円）→678 レアル）		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･ジェトロが 2012 年 10～11 月に行った「第 13 回中南米日系進出企業経営実態調査」では、在ブラジル日系企業（有効回答数 141 社）に対して現在直面する経営上の問題を複数回答で尋ねたところ、75.1%が「労働コストの上昇」を挙げ、現地日系企業経営者にとって最も頭を悩ませる経営上の問題となっている。 ･拡大消費者物価指数（IPCA）は 2011 年後半から下降線をたどり、2012 年 6 月には 4.92%まで下がった。その後漸増傾向にある中、2013 年 1 月には 6.15%と 6%を超えた。特に基礎生活用品パッケージのインフレ率は年率 10%以上とされ、低所得者層に影響を与えている。		
		日機輸 日商 日製紙	(12)	高額な企業の社会保障関係費	･社会保険負担額が大きく、実際の人件費は額面給与の 2-4 倍かかる。	･政権による構造改革の早期実施。 ･企業競争力の低下と従業員のモチベーション低下を防ぐためには、税金･社会負担金の減少や給料の減給を認めるなどグローバルに対応した制度を構築してもらいたい。	･各種社会保険法
					(対応) ･ブラジルにおいて、賃金に対する各種負担･費用の割合が 102.46%で、フランスの 79.76%を上回る世界最高となっている。（日本、11.6%、米国 9.03%、アジア諸国平均 11.5%（パストーレ･サンパウロ大学教授試算）） ･2009 年 12 月 13 日付 Exame 誌は、ブラジルにおける賃金以外の労務コスト割合を月額給与の 70～100%であるとしている。 ･2003 年 2 月、社会保障制度改革税制改革、労働制度改革に関する法案を大統領に提出する「経済社会開発審議会」が設置された。 ･国家社会保障院によると、国民年金と国民医療保護に係る社会保障基金の赤字幅が 2005 年 1-9 月で 217.5 億レアルに上り、前年同期比 13.7%増と悪化した。 ･ブラジルの年金支給総額は GDP の 12%に相当し、世界で最も高い水準にある。 **(改善)** ･1998 年 1 月、短期労働契約法が成立し、短期労働者に対する企業の社会的負担が減少した。また、1998 年、1 月 27 日法律 9719 が成立し、労働コストとインフラコストの低下が図られることとなった。 ･2012 年 3 月 1 日、日伯社会保障協定が発効した。 ･2012 年 4 月、ブラジル政府は自動車、航空機、造船、繊維、家具など 15 分野を対象に企業が負担する社会保障費の負担を免除するなどの措置を盛り込んだ「より大きなブラジル」と題する包括的な製造業支援策を公表した。		
		日機輸	(13)	人件費の膨らみ	･各種社会保険法により企業の負担する人件費は労働者の額面給与の 2 倍程度に膨らみ、企業負担が大きすぎる。 かつ、労働法により、毎年一定の賃上げが義務付けられる一方で、給与の引き下げが禁止されているため、企業業績や成果評価に応じた適正な給与決定が困難で、人件費は膨らむ一方となる。 また労働訴訟が多く、直接雇用関係に無い労働者から訴えられるケースも多々あり、予防策が取れない。	･構造改革（過剰な労働者保護の見直し）。	･各種社会保険法 ･労働法
		JEITA 日機輸	(14)	海外赴任者への FGTS（勤続年数補償基金）の支給	･ブラジルでは勤続年数補償基金（FGTS）として、毎月給与総額の 8%を企業が従業員の FGTS 口座に積み立てている。「従業員が正当な理由なくして解雇された場合」には、企業がさらに 40%をペナルティーとして上乗せして社員に支給しており、海外赴任者が帰任する際にも 40%の上乗せ部分も支給している。	･海外赴任者の海外「帰任」は本籍会社に帰任するのであり、「正当な理由なくして解雇された場合」には該当しないため、海外赴任者については退職時の 40%上乗せ部分を支給しなくても良いように法改正を求める。	･CLT478 条
		日商	(15)	労働制度	･毎年の強制昇給は義務。給与、肩書きは下げられない。定年退職制がなく、会社が取れる手段は解雇のみで、退職金割増し等会社の負担は大きい。	･労働制度について国の関与が強すぎる。強制昇給、下げられない給与は企業の競争力を削いでいる。	･憲法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		自動部品	(16)	賃上げ	･インフレ調整＋業界賃上げにプラスしての査定評価分が一般的。賃上げ率が非常に大きくなる。		
		日商 日商 日商 日機輸	(17)	法的不備による労働訴訟の発生	･他の会社で元気で働いている人が職業病の訴訟を起こす等、労働者に過保護過ぎる労働法を悪用した労働裁判が多発している。 ･医師の診断等の事実を無視して、労働者に有利な判決をする裁判官がいる。 ･雇用関係の無い代理店の従業員の労働訴訟の被疑者に付け加えられ、不当にその対応を余儀なくされている。 ･労働者の権利が強く、何でもすぐに裁判になる。	･労働法の改正。 ･労働裁判制度の見直し。 ･非合理的な訴訟に対するフィルタリングの検討。 ･国民のモラルを上げる。	･労働法（CLT） ･CLT(Decreto-Lei 5452/1943)（労働法･大統領令) ･統合労働法　1943 年 5 月 1 日付大統領令第 5452 号 477 条～491 条
					(対応) ･労働者と雇用者の間に合意がない場合、ブラジル労働法が適用されるとする労働法典第 618 号を修正する法案第 5843 号が下院を通過し、上院の審議待ちである。 ･労働裁判所での訴訟件数は毎年増加し、2004 年の労働者高裁の判決件数は 218 万件に上り、地方労働裁判所 24 ヶ所の判決件数合計は 1990 年-2004 年の間に約 3 倍増加した。 ･2004 年、労働訴訟の迅速化を計るため、最低賃金の 40 倍の額までの労働訴訟を扱う簡易手続が設けられた。 ･ブラジルの労働法は雇用契約の権利義務について詳細に定め、解雇や雇用条件に関する交渉について制限的である。また訴訟提起の際に、従業員に訴訟費用負担が要求されない。裁判において雇用者側に立証責任が課される。 ･ブラジルの労働法（CLT）は原則として、労働者は雇用者に対して社会的弱者であるという認識で、労働者を保護する趣旨で定められている。		
		JEITA 日機輸 日商	(18)	業種別労働組合への強制加入	･労働法により従業員は職種別･業種別の労働組合への登録を義務付けられる。サラリー改定、労働条件の改定が労働組合毎に決定される為、企業内で賃金の改定、条件の統一ができない。小規模事業所において社員間に異なる基準ができると、社員間の不満、労働クレームの原因になる。		･労働法
		日機輸 日商 日商	(19)	強力な労働組合	**･各社の業績には一切関係なく、所属する労組が一方的に賃上げ率を決め、一旦上がった給与は引き下げが出来ないので、ビジネス状況や個々人の能力･適性･将来のキャリア開発計画に応じた人事政策や柔軟な経営を阻害している。** ･賃金のベースアップが組合の話し合いで決められ、会社の業績や従業員個々の努力･貢献にみあった対応ができない。	**･明確な人事評価や業績 KPI を持つ企業に対しては一定の幅をもって異動や給与見直しの自由度を持たせる。** ･制度の見直し	･労働法
		JEITA 日商 医機連 日商	(20)	ストライキの頻発	･毎年必ず税関職員のストライキが実施される。ストライキ中は通関業務が完全に止まるか非常に少量ずつしか行われなくなる。ストライキの情報をつかんだら発注の前倒し等でできる限りの対応を行っているがストライキが長期化した場合などは納期に支障をきたすことがある。 ･頻発する公務員スト。 ･ブラジルでは、2012 年、港湾ストだけではなく、厚生省など当社事業に関わる省庁のストが目立った。港湾ストにより余剰な在庫を輸入した。また、コモディティではなく季節性のあるスペシャリティを商材としている当社としては、製品登録の遅延もあり、場合により致命的な要素となる。	･ストライキ中は他職員が対応できるような体制作りあるいはストライキが起きないような管理をしてほしい。 ･業務成果に対するインセンティブなどを政府が提案し、ストの慣行に歯止めをかけることを提案する。	
					(対応) ･税関職員が賃上げを求めて 2008 年 3 月 18 日に始めた全国規模のストライキは、連邦政府が労組に対し妥協案を提示し、収束のめどは立ったが、6 月 1 日まで一時中止することが決まった。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(21)	現地人雇用義務	･給与と定員数でブラジル人の比率が 2/3 以上必要のため、生産現場を持たない小規模事業所の場合は順守が困難。日本人駐在員が役員であればこの規定から除外されるが、そのためには 20 万米ドル/人の資本金が必要。2012 年 8 月以降は 60 万レアル/人に変更となり、更に多額の資金が必要。 ･現地人雇用により駐在員と現地人の給与比率を基準内にする必要がある。	･労働法の改定。 ･永住ビザ取得の条件を緩和して頂きたい。 ･労働法の改定。	
		日製紙 日製紙	(22)	直雇用の強制	**･製品の出荷作業は外注化しているが、労働組合から提訴され一審で敗訴し、現在上告中である。既に山林作業を請負化している会社に対して、その請負従業員を正規社員化すべきとする判決が出始めており、直雇用の強制範囲が出荷作業にまで拡大しつつある。** ･2011 年 9 月、山林労働組合より手動集材作業の見直し要望がなされ労働検察局（MPT）と請負業者を交えて協議を重ねている。背景として、山林作業を請負化している会社に対して、その請負従業員を正規社員化すべきとする判決が出始めたことが挙げられる。正規社員化の影響については継続調査中であるが、山林請負作業が全面的に禁止された場合には、数千人規模の正社員増によるコスト競争力への影響が懸念される。	**･国際競争力低下を防ぐために、外注/別会社化による人件費負担の軽減を認めていただきたい。** ･山林請負作業に関する自由度の維持。	･労働法 ･各種社会保険法 ･1971 年法令第 5709 号 ･2010 年 8 月 19 日付連邦総弁護庁意見書 Parecer-LA01
		日商 日商	(23)	研修生雇用義務	･実習生の雇用につき、対従業員数の一定割合の雇用が義務づけされているが、通常実習生を労働させられない勤務に従事している労働者（深夜勤務者、エンドレス操業におけるシフト勤務者等）の人数までその母数としてカウントされる。そのため従事可能な業務範囲の幅が狭くなり、実習生を規定人数受け入れても、実習させる業務が無くなる。 ･研修生の受入につき、対従業員数の一定割合の受入が義務づけられているが、必要人数、期間、対象者、研修内容規制（危険業務は不可等）、斡旋業者など、地域情勢や経営状況等、実情に合っていない。	･実情にあった人数にしてもらいたい。 ･各種規制緩和。 ･罰金制度の撤廃。	
		JEITA 日機輸 日商	(24)	派遣社員の使用期間制限	･派遣社員の使用期間が最大 6 ヶ月しか認められない。景気の変動が大きく人件費が高い国で、労働力の調整が困難(スキルのあるウォーカー、単純作業者以外)。		･暫定措置 2076-32
					(対応) ･2001 年 5 月より、部分労働の名称により 6 ヶ月間以内に限定して一時就労を許可。		
		日商 日商 日商	(25)	駐在員の運転免許取得の煩雑･遅延	･赴任後、免許取得までに 2～3 ヶ月が掛かっており、生活を安定させるまでに非常に時間が掛かる。弊社は居住エリアから車で 1 時間弱程度のところにあり、代替の交通手段がない為、毎日の送り迎えが必要になるが、既存の駐在員･新任駐在員ともに負担がかかる。 **･日本の普通免許を所持していても、自動車教習所で 20 時間程度の実技教習が課される。また、自動車教習所、デトラン等の関係者の説明が都度曖昧であり、何が免許取得のために必要な正規手段かが不明な上に、ポルトガル語での会話･交渉が都度必要であり、実質上免許取得は容易ではない。** ･ビザ切れである事を理由に、運転免許の更新が受け付けられない。サンパウ DETRAN は日本人(?)駐在員に対して、ブラジル人の 5 年とは異なる有効期限 2 年の免許を発行しており、ビザ切れ=運転免許失効となってしまう状態。	･運転免許取得手続きの簡素化。 ･日本で免許を取得している場合の実地試験の撤廃。 ･外国人に対する自動車免許取得の明確なガイドライン確立と支援策の制定。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(26)	定年者の同一職種就業規制	･機械移設工事などで多くの専門工を必要とする場合、定年で仕事についていないOBに声を掛けたくても、定年前の職種へのアルバイト応援は認められない。定年前とは異なる職種に、定年前の同一賃金での雇用は認められている。その人の能力が全く生かせない法律になっている。※特殊手当を貰っている者に限定。	･ブラジルの製造業のレベルアップのためにも定年者の同一職場での継続勤務、すでに定年者の短期的、同一職種での雇用を認めてもらいたい。	
		日商	(27)	定年制度の不在	･定年概念がないため、企業サイドで、計画的に適材適所の人員配置を行うことができない。	･硬直的な制度を維持している、労働法の改善をお願い致したい。	
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	知的財産権保護の不十分	･各国における法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質（担当者によるバラツキ、レベルの差）は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。	･特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力（ASPEC）など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。	
					(対応) ･ブラジルで海賊版･不正輸入問題が多い理由として、高率の税金が挙げられ、正規の輸入品が海賊版の価格の倍以上になるが、政府は若者を主として海賊版不買キャンペーンを実施している。 ･2004年12月、ブラジル政府は、官民合同の海賊版･知的財産侵害対策会議（CNCP）を設置して、模倣品海賊版対策についての戦略を策定している。 ･ブラジル模倣品･海賊版対策協会の推計によると、2009年におけるブラジル企業が被った模倣品･海賊版による被害総額は約200億ドルに上り、うち医薬品52.5億ドル、部品30億ドル、ソフトウエア22.5億ドル、たばこ20億ドル、燃料20億ドル、電化製品18億ドル等となっている。 ･UATRは、『2010年スペシャル301条報告書』で、ブラジルを引き続き監視国に指定し、「ブラジル政府は、著作権侵害･模倣品問題への具体的な対策を講じ、執行措置を強化しているが、水際措置が甘く、抑止力のある刑罰の実施が不十分であるのに加え、著作権侵害･模倣品問題は依然として深刻な状態にある」としている。 ･2009年以降、日伯貿易投資促進合同委員会の下に知財ワーキンググループが設置されており、日本側は伯側に模倣品の流通ルートなどを示し、取り締まり強化を要請している。 ･ブラジルにおいては、産業財産権侵害罪についての刑事手続きは、権利者自らが捜査･起訴を主導しなければならない。刑事手続きについては、同一性商標の侵害だけでなく、類似商標やラベルによる侵害も刑事罪の対象となる。裁判管轄は、侵害行為地の州裁判所。	
		日機輸	(2)	特許侵害製品の輸入差止規定の不備	･税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。 特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。	･特許侵害製品も積極的に輸入差し止めしてほしい。	･産業財産法198条 ･「ブラジルの知的財産制度」日本知的財産協会
		日商 日機輸	(3)	不十分な水際措置	･税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。ネット利用した個人輸入代行業者による流入も増加。 ･偽造品が市場に流入してきており、大きな販売阻害要因となっている。また偽造品で品質問題が発生した場合、当社の信頼を落とす事となり、販売以外でのダメージも被る事となる。偽造品を扱う代理店はバックでマフィア、麻薬ディーラー等の犯罪組織とつながっている可能性があり、大胆な摘発行動を取る事が困難で危険を伴う。	･並行輸入品の規制強化、水際措置の強化。具体的には、税関職員に対するセミナー実施。 ･税関での水際対策強化。政府による偽造品の取締強化、偽造品追放キャンペーン等の展開。	
		日機輸	(4)	分割出願への厳格	･特許分割制限が厳しい。法律では定められていないにも関わらず、審査請求時に存在したクレームでしか分割が認められない運用になっている。	･審査請求時に存在しなかったクレームでも分割できるよう、法律通りに運用して欲しい。	･産業財産法第26条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸 JEITA 日機輸 日商	(5)	特許出願審査･権利化の遅延	･特許権利化までに平均で 8～9 年かかる。特に、電気･電子分野では出願から 10 年を超えるケースもある。 ･ブラジルにおける特許や実用新案の審査の期間は 10 年以上と、他の新興国と比較しても非常に長く、ライフサイクルの短い製品について実質的な知的財産保護を得ることが困難となっている。 ･特許が権利化されるまでに申請から 8 年程度かかるのが標準。	･審査官を増やしていただきたい。 各種セミナーによると、審査官を増やし、バックログを減らす施策を講じているとのことなので、その目論見通りに、権利化までの時間が短縮されることを期待する。 ･他国との審査協力の促進などにより、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。 ･引き続き、審査の迅速化、権利化期間の短縮に向けた対策を図っていただきたい。	･審査運用
		日機輸	(6)	早期審査制度の利用条件の厳格	･早期審査を要請するためには、下記のいずれかを満たす必要があるため、使いにくい。 1) 出願人が個人で、60 歳以上の場合。 2) 出願人の許可なしに第三者によって発明が利用されている場合。 3) 登録特許が財源取得の条件になっている場合（証拠が必要）。	･企業が活用できるように、早期審査の請求要件を変えてほしい。 例えば、対応外国での調査結果を提出したら早期審査を認めるようなルールができると、使いやすくなる。	･Resolution 132/2006
					(参考) ･Resolution 132/2006 (http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8389)		
		日機輸	(7)	審査請求順に基づく審査着手の必要	･出願番号順に審査が行われている。そのため、早期に審査請求を行っても、あとから審査請求された、出願番号の早い案件の方が先に審査される。	･審査請求が行われた順番に審査着手をしてほしい。	
		日商	(8)	ノウハウ供与契約に係る制約	･ノウハウ供与契約に関し、ノウハウ「ライセンス」の禁止（ノウハウ「譲渡」のみ許可）。ノウハウ供与契約に関する様々な制約が存在する。 ①ノウハウ供与契約の契約期間制限（通常は 5 年間が上限） →この契約期間中に限りロイヤルティの海外送金･税額控除が認められる。（長期のランニング･ロイヤルティ回収ができない） ②守秘義務期間の制限（契約期間＋契約終了後 5 年間が上限） →①･②の結果、ノウハウの守秘義務期間は 10 年間が上限となる。（プロセス技術（＝製法）について 10 年間は短すぎ） ③供与したノウハウに関する使用範囲制限の禁止（製造ライン限定や製品の輸出制限等の禁止。）	･ノウハウライセンスの許可。 ･少なくとも、ノウハウ供与契約に関する INPI 規制の明文化。 ･透明性の向上。 ･更には、ノウハウ供与契約に関する INPI 規制の撤廃（「私的自治･契約自由の原則」の尊重）。	
					(対応) ･2009 年 2 月以降、日伯貿易投資促進委員会において、日本企業はブラジル政府に対して、技術移転契約に関する契約期間、守秘義務期間、ロイヤルティの上限の問題点を提起し、改善を要請してきている。 ･ブラジルにおいては「外国資本及び海外送金に関する法律（外資法）」によって、知的所有権ライセンスではない技術移転契約（ノウハウ提供契約）に基づくロイヤリティ支払いの税額控除について、上限が 5 年間と定められている。ブラジル知的所有権院（INPI）は、通常この上限の範囲でしか契約の登録を認めないため、実質的に技術移転契約（ノウハウ提供契約）が 5 年に制限されている（なお、特許ライセンスについては、契約期間を通じてロイヤリティを回収することができる）。 ･INPI により、この期限は更に 5 年間延長可能であり、これは国家通貨審議会（CMN:National Monetary Council）によって INPI に与えられた権限となっている。ただし、ブラジルは 5 年間で技術は完全に移転されるものとの基本的な考え方に立っており、さらに 5 年間の延長を認めてもらうには、その必要性を INPI にアピールすることが必要となる。実際、延長を認めてもらえないケースが多く、長期にわたる対価の回収を困難なものにしている。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					・技術移転契約が原則 5 年と制限されているため、秘密保持期間も 5 年に限定され、延長は認められていない。ノウハウ（営業秘密）の秘密保持期限が短く、技術流出につながるとの懸念がなされてきた。 **(改善)** ・日伯貿易投資促進合同委員会による対話を通じて改善がみられ、日伯次官級の書簡（2010 年 9 月 30 日）により、「技術移転契約では、当事者双方が適切と判断する秘密保持期間を定めることができ、INPI は 10 年を超える秘密保持期間が設定されている技術移転契約を登録し得る」との回答を得ている。		
		JEITA 日機輸	(9)	知的財産情報の開示不十分	・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期 DB の整備を進めていただきたい。	
		製薬協	(10)	医薬品関連特許の制限	・特許対象として認められる医薬品関連発明を制限している。ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）により特許審査が行われ、INPI による審査と重複審査が行われ、登録までに時間がかかる。	・産業財産権法 8 条に規定する特許要件を具備し、10 条に規定する不特許事由に該当しない限り、特許を認めていただきたい。 ・ANVISA による重複審査をやめて頂きたい。	・ブラジル産業財産権法 8 条、10 条及び第 229C 条
18	技術移転要求	日機輸 日商	(1)	技術移転の登録手続の煩雑	・ブラジルへの技術移転は原則として政府認可を受けることになっているが、この政府認可手続きには詳細な事業計画、提供技術の内容等を含む煩雑な申請を要求され、さらに中央銀行への登録手続きをおこなうことが必要となる。 ここで、登録を認められない技術に関しては、海外への技術移転料、ロイヤルティの送金ができない。また、特許を含まない技術については、INPI が技術移転として認めない。	・規制を全面撤廃する。	
					(対応) ・ブラジルにおける技術移転契約、ライセンス契約には、ブラジル知的所有権院（INPI）への登録及び中央銀行への登録が要件となっている。登録により第三者に対する契約金額の送金、税額控除が可能となる。INPI 登録では、詳細で厳格な条件が課される。商標使用の強制、生産量の制限、輸出を含む販売の制限、外国からの材料購入の義務付けを含む契約は拒否される可能性がある。 ・技術移転契約（ノウハウ提供契約）や知的所有権ライセンス契約が第三者に対する効力を発揮するには INPI への登録が必要である（産業財産権法（1996 年法律第 9279 号）第 62 条、第 121 条及び第 140 条）。また、ロイヤリティを海外送金するためにも INPI への登録が必要とされる（外国の資本の運用および送金法（Law no. 4131/62））が、どこまでが技術移転を伴う契約とみなされるかが見極めにくいケースがあり、技術移転を伴わないサービス契約だと判断して海外送金を行おうとしても、市中銀行から INPI への登録申請や弁護士との相談を要求されるなどして送金を受け付けてもらえないケースもある。また、登録とはいえ、登録の際に INPI による実質的な審査が行われており、INPI の基準に合致していないなどの理由で契約内容に不備があると判断されれば、当事者間で合意されたライセンス契約や技術移転契約が受け付けてもらえない。INPI は書類を受け付けてから、法律上は 30 日以内に回答しなければならないことになっているが、何の異議もなく 1 回で承認されることはほとんどなく、承認を得るまで早くて数ヶ月、長い場合は 1 年以上を要することもある。		
		日商	(2)	技術移転契約の登録に対する厳しい条件	・ブラジル企業に技術移転する際、国立工業所有権院（INPI）及びブラジル中央銀行（BACEN）への技術移転契約の登録が必要であり、また登録には厳しい条件が要求される。登録されていないと、ロイヤリティなどの技術移転料の対外送金ができない。また、契約の期間は、原則として 5 年以内とされている。弊社の場合、某ブラジル企業との契約期間が満了となったため、ロイヤリティを受け取れなくなり、積極的な技術協力関係も維持できなくなった。	・ブラジル企業への技術移転に関して、長期的な技術協力関係を可能にするためには、規制緩和が望まれる。	・ブラジル国立工業所有権院(INPI) ・1991 年 2 月 27 日付　決定第 22 号 ・1993 年 12 月 17 日付　規範命令第 120 号
		JEITA 日機輸	(3)	技術移転契約におけるライセンサーの権利否認	・非居住者の関連会社に対する技術ロイヤルティ支払は The National Institute of Industrial Property(INPI)という機関による許可が不可欠であり、5 年ごとの見直し、最大 10 年までしか支払が認められていない。技術「移転」契約しか認められていないため、継続的な「使用」契約は締結できない。	・非居住者に対する継続的な技術「使用」に対する対価の支払いを認めていただきたい。	・Section355, Income Tax Regulation ("Regulamento do Imposto de Renda")

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸			・ブラジル企業との技術移転契約は最長でも 10 年間有効で、それ以降は秘密保持に関する項目を含め失効、当該技術を無償で使用することが可能となる（有期のライセンス＝期間後は使用不可という概念がない）。またライセンシーの改良技術に関して、ライセンサーへのグラントバック条項も認められていない。	・技術ライセンス契約の認可。	・Section 74 Law 36.470 of 1958 ・Section 12 Law 4.131 of 1962 ・Section 6 Decree-Law 1.730 of 1979
					(対応) ・2009 年 2 月の第 1 回日伯貿易投資促進合同委員会から 2012 年 11 月の第 6 回委員会まで継続して、ロイヤルティ料率や秘密保持期間につき改善を要請している。2010 年 7 月から 9 月にかけて、経済産業省とブラジル開発商工省との間で、①10 年以上の秘密保持期間条項があっても INPI は契約登録できるという権限を持つことと、②登録拒否する場合に十分な理由を示すことを、次官級レターで確認するという進展があった（2013 年版不公正貿易報告書）。		
		石化協	(4)	短い移転技術の保護期間	・ブラジル企業に技術供与をする場合において、技術移転契約期間が原則 5 年と規定されている。移転しようとする技術の保護期間が 5 年間と短いため、ブラジルへの積極的な技術供与には慎重にならざるを得ない。	・契約期間についての現規定を廃止し、当事者間の同意に基づく契約に従う事として頂きたい。	・ブラジル国立工業所有権院(INPI) ・1991 年 2 月 27 日付　決定第 22 号 ・1993 年 12 月 17 日付　規範命令第 120 号
		JEITA 医機連	(5)	国内 R&D 投資義務及び投資回収義務	・国産化認定の一環として、売上の 4%のブラジル国内 R&D 投資が義務づけられているだけでなく、投資回収義務がメーカーに課せられている。	・技術移転要求の排除。	・8248/1991 ・10176/2001 ・11077/2004 ・12431/2011
19	工業規格、基準安全認証	フル工 自動部品	(1)	ブラジル工業規格の煩雑・高コスト	・補修用自動車油圧緩衝器がブラジル工業規格“INMETRO”と対象となったが、同じ工法で生産する新規品番でもフルに試験を行わなければならないなど、煩雑な手続きを行わなければならない。 ・INMETRO による対応が、ルールが複雑、曖昧で充分な対応方法が確立されておらず、認証取得にかかるコストも高い（年間数百万単位）。	・同等製品の試験はスキップできる等、手続きを簡素化いただきたい。 ・ルールの簡易化または対応方法の確立。 ・将来的なコストの低減。	・INMETRO
		医機連 日商 日商	(2)	新製品登録の遅延	・2011 年 6 月に申請した GMP 監査が未だに未実施。ANVISA（衛星監督局）への新製品登録に書類提出後半年かかる。 ・大部分の医療機器販売には国家衛生監督庁（ANVISA）による製造工場の品質管理システム（GMP）監査が必要だが、2010 年 5 月からは外国製造工場も監査の対象になった。ところが ANVISA の人員不足で監査スタートまで 1 年半以上かかる。前後準備、書類審査を考慮すると、医療機器を販売するには申請から登録完了まで 2～3 年必要。そのうえ 2 年毎に監査を受け直す必要がある。 ・医療機器、製品の輸入販売には ANVISA による登録承認が義務つけられているが、書類審査、製品監査、工程監査、品質管理監査、に人員不足が重なり長期化されている。また、外交理由の審査遅延のうわさもあり、本当であればブラジル国民のために真に必要な制度を検討すべき。	・ANVISA の行政手続効率化。同一の医療機器の諸外国における登録実績をもって外国製造工場での監査を免除するような弾力的な運用ができるよう改善を要求頂きたい。 ・審査・監査の効率化のため他国での登録承認済み医療製品・機器については、ブラジル固有の環境評価のみにする等柔軟な登録・承認制度を検討。	・ブラジル ANVISA　2009 年決議 25 号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸	(3)	電話回線への適合認証の厳しい規格の存在	･電話回線への適合認証に関して、ブラジルでは世界の標準的な規格に比して厳しい規格が存在する。 ①ブラジルの電力線誘導の規格は Res442 Art13§3, Art14 §5c), Art15§3, Art16§3, に記載されている。要求レベルは Resistibility（壊れてはならない）である。 ②インピーダンスバランス（Longitudinal Unbalance）	･①Resistibility（壊れてはならない）から Safety への変更を要望する。 ･②要求の削除または緩和。	･①ANATEL_Res442 Art13-3 ･②ANATEL_Res473 Art55Ⅲ
		日商	(4)	INMETRO（国家度量衡･規格･工業品質院）による部品認証義務化	･特定の部品（完成車組付け品･補給部品）について、品番単位で INMETRO 当局の認可取得が義務付けられている。 1 品番の認証取得費用が数百万円と高額な上、1 年毎に更新が必要で、更新費用も百万円近く掛かる。対象が補給部品で出荷数が少ない場合、認証費用を回収することが厳しい。	･同制度の撤廃、若しくは必要最低限の品目に絞るよう、制度の見直しをお願いしたい。	
		日商	(5)	ブラジル電波規格認証の煩雑･遅延	･ANATEL による対応が、ルールが複雑、曖昧で充分な対応方法が確立されていない。	･同等製品の試験はスキップできる等、手続きの簡素化または対応方法の確立。	･ANATEL
21	土地所有制限	日機輸 日製紙	(1)	土地所有権登記システムの不透明	･土地の所有権（過去登記システム）の不明瞭さにより、土地利用あるいはリース、転売の妨げとなるリスクがある。		･INCRA
		日製紙	(2)	外資系企業の農地取得制限	･個々の外資系企業による農地取得面積を各市町村面積の 10%に制限する法律が存在したが、連邦総弁護庁の意見書により、これらの制限は企業の待遇差別を禁じた憲法に違反するとしてこれまで施行されていなかった。しかし、2010 年 8 月 23 日付官報により、連邦総弁護庁が当該法律の有効性を認め、大統領も同意したことが発表された。これにより当該法規制は即日行政執行を開始した。	･規制の緩和･撤廃。	･2011 年 12 月 6 日付け基本通達 70 号等 ･土地法
		日製紙			･実質外国企業が大規模農地（ルーラルエリア）を取得できない制限があり、大規模投資はほぼ不可能となっている。	･外国企業の大規模農地取得を原則的に届出制にし、土地買占め等問題がある場合のみ行政当局が介入する仕組みとしていただきたい。	
		日商			･外資企業の農地所有規制。	･規制の撤廃。	
		日機輸	(3)	外資による大規模土地所有禁止に係る法解釈･運用の不透明	･外国資本による新規の大規模土地所有を禁じる法解釈が政府当局よりなされたが（2010 年 8 月）、中身が非常に曖昧で憲法論議にまで発展しており、未だ運用が定まっていない。 当社事業において、新規の土地手当てや遊休地の売却は重要であるが、法解釈が確定しない限り、将来の計画策定に支障がある。	･明瞭な内容での解釈の公式化、法令化。	･土地法 ･法令 5709 号
		日製紙	(4)	農地不法占拠問題	･他人の土地に侵入し不法占拠する輩が多いため、柵の設置や監視の強化により自衛を図っているが、中には威力を持って居座ろうとする者もいる。（1 年と 1 日で所有権発生）	･農地不法占拠者への既得権承認の見直し。	･農地法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	環境問題･廃棄物処理問題	JEITA 日機輸	(1)	独自のﾘｻｲｸﾙﾏｰｸ（電池）	･資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でﾘｻｲｸﾙに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 日本 欧州 米国 台湾 ブラジル 	･各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
		JEITA 日機輸	(2)	環境関連規制施行の猶予期間の不足	･ブラジル環境省国家環境審議会決議 401/2008 号（CONAMA401）の下位規則であるブラジル環境再生可能資源院　技術指令第 8 号（IBAMA Normative Instruction No. 8/2012 号）が 2012 年 9 月 3 日に発行されたが、即時発効であったため産業界に混乱を来している。	･発行後、準備期間として一定期間（18 カ月や 24 カ月など）をおいた上での発効とすべきである。	･ブラジル環境再生可能資源院　技術指令第 8 号
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸 日商	(1)	会社設立･許認可取得手続の遅延	･会社設立、許認可取得まで時間がかかりすぎる。特に Receita　Federal の輸入業者登録手続きでは、伯国の複雑な法規制等もあり、伯国進出前の調査と実態の食い違いに直面した。会社清算時に、一定期間の休眠会社化というプロセスが必要となる為、結果として対応が長期化する事実あり。	･制度の透明化。 ･手続きの簡素化、迅速化。	
		日機輸 日商	(2)	過度な消費者保護制度	･プロコン制度（Protection　to consumer）消費者保護法の過剰　＝メーカーとして誠心誠意顧客満足度向上に努めているが、頻繁に理不尽とも思える要求が顧客から成され、消費者保護団体が、正義に基づいた正当な審査を行わず、一方的に非をメーカーに押しつけることがしばしばある。 ･プロコン制度（Protection to consumer）で消費者過剰保護傾向あり、頻繁に理不尽とも思える要求が顧客から成され、消費者保護団体が、一方的に非をメーカーに押しつけることがしばしばある。 クレーマー･密輸･並行輸入品への対応。	･正義に基づく正当な審査が成されることを希望。このプロコン対策の費用は正常な企業の営みを阻害する大きな要因と考える。 ･正当な審査。	
		JEITA 日機輸	(3)	ビザ発給手続の遅延	･ビザの発給手続きが極めて官僚主義的で、手続きには時間が掛かる。	･ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。	･入国管理法 ･Lei No.6815/80 16 条 ･移民審議会（CNI）決議 53 号
		日機輸 日商	(4)	行政手続の遅延	･行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。 例: ①労働ビザ申請には、数々の複雑な書類が必要で、専門の業者に依頼する必要があり、発行までに数ヶ月を要する。 ②企業ロゴの商標登録についても当社は既に申請して 5 年経つが、未だに登録されていない。 ③当社の保税倉庫申請が遅延しており、事業計画の遂行に支障をきたす。 ･永住ビザ/輸入ライセンスの取得等、政府の許認可関係がとにかく遅い。	･労働ビザ発行につき、手続きを簡略化するための日―伯独自の提携が必要。 ･行政組織の効率化。	･ブラジル労働/雇用省(Ministerio de Trabalho e Emprego/ Coordenacao-Geral de imigracao)が定める規則 Resolucao Normativa 62 項

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日機輸			･行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。当社及び事業会社の実例でも、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり企業活動に支障をきたしている。	･構造改革（過剰な公務員保護の見直し）。	
		日商 日商	(5)	各認可手続の遅延	･輸入許可、会社設立等の許認可取得手続きについて、大量の書類提出が求められ、膨大な時間を要する。 ･種々の認可手続きに関し、官僚的で時間がかかる側面あり。日本人の雇用においては、ビザ取得手続き、RNE の取得等に顕著。	･手続きの簡素化を要望。 ･手続きの透明化、簡略化、迅速化の促進。	
		JEITA 日商	(6)	賄賂要求	･政府、州政府、市役所とも税務監査員から法律的にグレーな部分に対して、時には明らかに不当な内容で罰金を科し、賄賂によってそれを取り消すことを要求されることがある。それらの要求には応じないがこちらの正当性を証明するために時間と労力を要する。また通関職員が年末近くになると書類の不備という理由で通関を止めて賄賂を要求することもあり、これも正当に対処するがその間、荷物が止まる危険性がある。	･税務監査員のモラル向上。法律の細部明確化などによりこれらの自体の発生頻度を下げてもらいたい。	
		日商	(7)	新開発商品の登録･審査の遅延	･官公庁への登録･審査に時間がかかる。新商品開発の場合、半年以上かかることもあり、商機を逸してしまう。	･許認可権を持つ官庁（農務省、国家衛生監督庁など）への働きかけ。	
		日商	(8)	屋外広告の禁止	･個人顧客中心、且つ地域ではサンパウロが契約の大多数を占める弊社にとって屋外広告禁止の規制はブランド力を維持する上で痛手である。	･制約がありつつも屋外広告が多少は可能となるように右記条例を緩和。	･サンパウロ市条例 14.223/06
		日商	(9)	駐在員の生活に係る各種手続の煩雑･遅延	･運転免許証の取得に時間がかかる。日本からの引越荷物（船便）到着までに 3 か月半もかかった。日本の家族への生活費送金が煩雑（大手銀行の預金口座からの海外送金ができず一旦現金化して米系の銀行から送金している）就労ビザの手続きに時間（3～4 か月）がかかりすぎる。	･日本の運転免許からの書き換えを可能にしてほしい。 ･貨物輸入手続きの簡素化。 ･海外送金の規制緩和･手続き時間の短縮。	
		日機輸	(10)	最終受益者にまで及ぶ補償責任	･ブラジル労働法において、事業者が起用するコントラクターとその下請け（サブコントラクター）間において訴訟が発生した場合、コントラクターが敗訴し、同社による補償能力が不十分と判断された場合（資金難等）に、最終受益者（つまり事業者）による補償が必要なケースあり。事業者がコントロールできないリスクが投資判断の阻害要因になっている。	･法制度の改定は極めて困難と思われるも、直接の契約当時者外の関与は制限されるべき。	･大統領令第 5452 号
		JEITA 日機輸 日商	(11)	税務監査員からの不当な要求	･政府、州政府、市役所とも税務監査員から法律的にグレーな部分に対してや時には明らかに不当な内容で罰金を科し、賄賂によってそれを取り消すことを要求されることがある。それらの要求には応じないがこちらの正当性を証明するために時間と労力を要する。また通関職員が年末近くになると書類の不備という理由で通関を止めて賄賂を要求することもあり、これも正当に対処するがその間、荷物が止まる危険性がある。 **･税務署のシステムが非常に脆弱。謂れの無い「未納･滞納」の通知に反論するために労力を必要とする。時に係争不利益回避のため泣き寝入り。** **通関職員が書類の不備という理由で通関を止めて賄賂を要求することもあり、その間、荷物が止まる。**	･税務監査員のモラル向上。法律の細部明確化などによりこれらの自体の発生頻度を下げてもらいたい。 **･政府による税制の簡素化、低率化。** **･税務当局の事務の迅速化。** **･法律の細部明確化。**	･連邦憲法 ･一般税法
		日機輸	(12)	製品登録手続の煩雑	･製品登録手続きの煩雑さ。	･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にして欲しい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		日商	(13)	不透明な義務管理システム	･昨年から SISCOSERV（海外とのサービス取引登録システム）の運用が徹底されているが、実際の運用で未だ不透明な点が多い。専門家に相談をしてみるも、人によって解釈が異なり、正しい SISCOSERV の運用が見えず、分析の手間ばかり掛かり時間だけが過ぎていく状況である。義務登録制度であり、罰金が課されてしまうため、弊社としても早急な解決が必要である。	･ブラジル進出企業は必ず直面する不明確な管理システムであるため、情報共有のためにも一度商工会議所殿での日本語の説明会開催を希望します。	･細則 1.277/12（法律 12.546/12 海外とのサービス商取引登録義務に関する法律）
		日商	(14)	申告類	･人事等データに対しても、詳細にデータ提供が求められており、その対応に過剰な工数が要求される。	･企業運営の効率性を考慮した申告に配慮願いたい。	
		日商	(15)	現地法人設立時の代理人設定	･外国企業がブラジルに現地法人（有限会社）を設立する場合、その外国企業（親会社）の全権を委任した代理人を置かなければならない。（当社は、日本人の出向者社長に委任している）	･委任された者はブラジル国内で親会社の権利を何でも行使でき、過大な権限を与えることとなる。リスクを伴うため、廃止して頂きたい。	･ブラジル会社法（と聞いている）
24	法制度の未整備、突然の変更	日商 日製紙	(1)	頻繁な税制改正	･法律･条令が頻繁に改定される為、きめ細かい情報収集とフォローが求められる。 ･特に税制であるが、頻繁に法律･条令が改定される為、きめ細かい情報収集とフォローが求められる。またその改定が旧法の修正･追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率･分かりづらい。	･明確、且つ分かりやすい制度を要望。 ･法制度を出来るだけ単純化･明確化し、変更点は行政担当者に周知徹底していただきたい。	･コロンビア税法第 292 条第 2 項 ･コロンビア税法運用規則第 23 条第 3 項第 4 号 ･各種法律
		JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(2)	法規の頻繁な改変	･外貨事情により輸入に関する法令が頻繁に変わり、全ての法令が即適用される。 一例：95 年 輸入枠設定、97 年 輸入決済条件変更 ･輸入ユーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に細目不明なところがある。	･法規の施行には充分な猶予期間を設けるべきである。最低でも 3 カ月程度の準備期間を認めるべきである。 ･法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。	･No 002753-ART.2 (1997.4.30) ･ブラジル中銀令 2747 号 (輸入ユーザンス関連)
		JEITA 医機連 医機連	(3)	複雑･不明確な法律	･各種法律の改定が、旧法の修正･追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率･分かりづらい。 ･法律が複雑で曖昧であり、訴訟が頻発し、判決には時間がかかる。	･法制度単純化･明確化。	
		日商	(4)	法制度の実施規則･解釈の未整備	･ブラジル政府は輸入品との競合に直面している国内産業の支援と、国際的な危機の影響で縮小している自国経済の活性化を図って持続的成長を維持することを目的に、特定の 15 分野に属する企業に対する減税措置、輸出入企業の資金調達、情報通信分野の刺激策、国産並びにメルコスール域内産部品調達促進を含む自動車分野に対する新たな施策などからなる新経済政策を発表した。人件費負担を軽減させることで生産及び輸出コストを抑制、新たな雇用の創出を促すことなどを目的に、これまで会社負担が義務付けられてきた従業員の年金積立金（INSS、給与の 20%）を免除する。対象となるのは、既に減免措置を受けている衣類、皮革･履物、情報技術･情報通信技術、コールセンターのほか、繊維、家具、プラスチック、電気材料、自動車部品、バス、船舶、航空機、機械機器、ホテル、デザインハウス（半導体）の 15 分野に属する企業。INSS の負担が免除される企業はそれに代わって総売上の 1～2%を税金として納めることになる。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					但し、納付額計算方法が細部に渡って法令化されていない。引当金の取り扱い解釈などが未整備。		
		日商	(5)	法令施行の度重なる延期／盗難防止装置取付義務	･二輪車に盗難防止装置(GPS)取付義務の法令が決まったが、ハード面の整備の遅れにより、施行延期が繰り返されている。その度に、設計変更、手配変更となる。	･導入するのか否かを明確にし、するのであれば導入時期とその期限を守るようにする。	･CONTRAN 決議 245 号 ･Denatran 行政令 902 号
		医機連	(6)	薬事法改正の情報収集の困難	･新興国各国で薬事法の改正、整備をすすめているが、メーカーが各国の情報を集めるしかなく、確実でなくかつ非効率的である。	･外務省あるいは厚生労働省から各国の規制を容易に入手できるようにしていただきたい。	
		日商	(7)	全世界に先駆けての高レベル排ガス規制（二輪）	･2016年1月より新排ガス規制(PROMOT 4)が施行されるがこれは欧州ユーロ4レベルに相当する規制となっており、全世界に先駆けて排ガス規制が先行する為、効率の良い商品開発が出来ず、同国向けの商取引拡大の妨げとなっている。	･排ガス規制の導入時期を欧州など諸外国と足並みを揃えて欲しい。	･2002 年 2 月 26 日 COMANA 決議 297 第 8 条第1項に準拠
25	政府調達	JEITA 医機連	(1)	国産品に対する価格優遇策実施の不透明	･国産品に対する公立入札における価格優遇策が制法されたものの、適用時期が不明であり、また、何をもって“国産”と認定されるかの基準が曖昧＋頻繁に変更になるため、計画が立てにくい。	･国産品優遇策適用時期の明確化。 ･国産化認定手続きの明確化･単純化。	･12.349
					(対応) ･2010 年 7 月 20 日、ブラジル政府は連邦官報（Official Gazette）で、1993 年 6 月 21 日付け政府調達基本法（8666/93）を修正する 2010 年 7 月 19 日付け暫定措置令（Medida Provisoria）第 495 号（MP 495）を公布した。MP 495 は、ブラジルの連邦、州、地方政府の調達で国内製品･サービスを優遇すると定めている。これによって、国内製品･サービスのコストは、外国製品･サービスのコストよりも最大で 25%高い額に抑えられ、ブラジルの政府調達契約において引き続き国内製品･サービスの購入が可能となる。各種の製品･サービスに適用される優遇措置は、ブラジル大統領府によって近く決定される予定である。 ･2010 年 12 月 15 日付政令 12,349 号によって、政府調達案件において、外国製品･サービスの最低応札価格に対して、国産品･サービスの応札価格に最大で 25%の優遇マージン率を認めている。優遇マージン率は、品目ごとに定められている。 ･2011 年 10 月、日、米、EU、韓等は連携して WTO 市場アクセス委員会においてブラジルの工業製品税引上措置に対して懸念を表明した。 ･ブラジルは、2011 年 12 月～2012 年 12 月末の間、65%の現地調達率などの要件を満たさない自動車メーカーに対する最大 30%ポイントの工業製品税（IPI）の引上げ措置を実施。本措置の免除を受けるには、3 つの条件：①企業平均のメルコスール域内の原産地比率が 65%以上、②ブラジル国内で組立て、11 の生産工程中 6 工程以上を実施、③R&D 投資の対総売上高比率が 0.5%以上を満たして認定企業となる必要がある。		
26	その他	JEITA 日機輸 日商	(1)	物流インフラの未整備	･人件費が高い上に、港湾･国内輸送網･通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノづくりは難しい。	･港湾、国内輸送網、通信網等のインフラの整備をお願いしたい。 ･輸送ルートの安全確保をお願いしたい。	
		JEITA 日機輸 日商			･中央･地方政府が行うべき経済･社会インフラの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。	･港湾、国内輸送網、通信網等のインフラの整備をお願いしたい。	
		日商			･国内輸送インフラ（特にマナウスから）の不備。 －マナウス港湾設備の不備　→　税制恩典享受の為に、マナウス生産するも、輸送コストが高い。 －地方都市間の航空路の未整備。	･不備、未整備の解決。	
		JEITA 日機輸 日商			･税制恩典地域のマナウスは、部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率で日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。	･輸送インフラの改善、整備。 ･輸送ルートの安全確保。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		医機連 日商 日商 日商 JEITA 日機輸 日商 JEITA 日機輸			**・劣悪な道路。未整備の鉄道網。** **低品質・高コストの物流。** **輸送上のセキュリティ不安。** ・海路交通網の不足、航空便が割高、かつ貨物量に限界があるなどの理由で、ブラジルの大半の地域で大型貨物は陸路に依存。しかし、サンパウロ以北の道路の整備は不十分でありコストに跳ね返っている。高額な関税にも悩まされている。 ・現在、日伯間の直行便がない。以前は JAL が NY 経由のワンストップ直行便を運行していた。両国間の交流、発展のためには交通の便が重要になってきている。 ・港湾サービスが悪くコストが高い。 ・Demand に対してブラジルの港の処理能力が低く、頻繁に本船遅延が発生し、結果生産ラインの停止等多くのリスクが発生する。特に北部での道路状況が劣悪であり、且つ長距離輸送となる為、他国と比較して品質問題が発生しやすい。 Manaus-Sao Paulo 間を通じる道は前から計画されているが、未だに整備されておらず、必ずアマゾン川を利用する必要がある。	**・インフラ整備。** **・熟練労働力を確保できる労働環境整備。** ・海路便の道路の整備、鉄道などの代替交通機関網の強化。 ・航空会社への働きかけ（ニーズがあることを認識して頂きたい） ・港湾処理能力の改善及び早急な道路整備。	
					(対応) ・2004 年 9 月、政府は国内の港湾の近代化に対する投資を拡大すると発表し、今後投資を強化する 11 の港湾が選定された。これにより 2006 年までにブラジルの港湾の輸出能力が年間 100 億 US ドルまで拡大することを目的としている。 ・2004 年 12 月 30 日、インフラなどの公共事業の建設、運営、保守で民間企業・民間資金の参加を促す「官民パートナーシップ（PPP）一般規則法」が制定され（法令 11079 号）。ただし、その稼動には時間を要する見込みである。 ・2007 年 1 月 22 日、ブラジル政府は『成長加速化プログラム（PAC）』を発表した。GAP は特に、今後 4 年間で官民共同でのインフラ投資に 5,039 億レアル（2,370 億 US ドル）の支出を予定しているが、このうち政府の負担分はわずか 14%に過ぎず、PAC を実施するためにはさらなる民間投資が必要になる。インフラ整備計画には、国道 163 号線整備や南北鉄道敷設等の計画が含まれる。 ・2007 年 12 月 31 日、行政府は、法第 11033/2004 号に規定の港湾基幹施設近代化のための優遇税制度（REPORTO）適用の延長を定めた暫定措置第 412 号を公布した。 ・マナウスから海路と陸路を経て貨物を国内輸送するのに 10 日或いは 2 週間かかるといわれる。 ・サントス港と後背地との交通が旧態依然としていて、港入口への道路の交通渋滞や鉄道輸送の不十分などの問題が指摘されている。 ・サントス港では、労働組合の圧力により、業務に必要な人員の倍以上の労働者が登録されている。 ・ブラジルの港湾では、24 時間オープンの港であっても、税関の営業時間を設けて、その時間帯しか業務に従事しないと云われている。 ・2012 年 8 月、ルセフ大統領は成長加速プログラムの一環としてインフラ投資計画を発表した。、民間企業とのパートナーシップに基づき、民間企業にインフラの建設や運営を移譲するもの。 インフラ投資計画は高速道路、貨物鉄道、港湾、空港を対象としている。12 年 8 月の計画発表時に示されたプロジェクトは高速道路と貨物鉄道であり、この分野で総額 1330 億レアル（約 5 兆 3200 億円）の総投資額を計画している。高速道路は 9 区間総延長 7500 キロ、総投資額 420 億レアル（1 兆 6800 億）を予定する 25 年にわたる事業。貨物鉄道は 12 路線総延長 1 万キロ、910 億レアル（約 3 兆 6400 億円）を予定する 30 年にわたる事業である。高速道路と貨物鉄道に共通するのは、最初の 5 年間の投資金額をブラジル政府が指定する点だ。インフラの建設、整備を加速させることを意図している。さらに、開発資金にはブラジル政府が 100%株式を保有し、国内でレアル建て長期資金の主たる提供者であるブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）による長期融資が優遇された条件で利用できることも共通点として挙げられる。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
					･2012 年 12 月に港湾および空港に関する概要が発表された。港湾については、総投資額 544 億レアル以上を見込んでおり、14 年より 17 年までに主たる投資が行われることを予定している。空港は総投資額 114 億レアル以上を見込み、対象にはリオデジャネイロのガレオン空港が含まれている。 特に、空港についてはサンパウロのグアルリョス空港を含めた 3 空港を対象とした 12 年 2 月の入札条件と異なる入札条件が適用される予定である。具体的には、入札参加に必要な実績として年間取り扱い乗客数をはじめとする条件を厳しくすることで、より高い運営能力を持つ空港オペレーターのブラジルへの進出を促す形に修正している。（JBIC 資料）		
		日商 日機輸 JEITA 日機輸 日商 日商	(2)	通信インフラの未整備	･インターネット回線の容量が限られており、添付ファイルが付いた E-mail のダウンロードやホームページ閲覧に非常に時間がかかる。Embratel の回線強化や、Oi がベネズエラから回線を引く話は実現されたようだが、まだまだ遅く、料金が高い。 ･電話回線の状況が悪い。 ･インフラ整備（電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電）など問題がある。 ･インターネット／電話回線の状況が悪い。	･インターネット回線の多様化、高速化。 ･通信インフラの改善、整備。 ･港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 ･通信インフラの改善、整備。	
					(対応) ･マナウスでは停電が多く、電力供給が不安定であるという問題が続いている。 ･サンパウロ消費者保護センター（Procon-SP）に寄せられた消費者からのクレームの部門別内訳は、電話、上下水道、電力部門 32%、金融部門 22%、製造部門 21%、公共サービス部門 18%、保険･健康部門 15%となっている。		
		日商 日機輸 日商	(3)	電力供給インフラの未整備	･特に雨期には頻繁に停電が発生し、生産性低下を招く。 ･雷により突然停電する。 ･Tucurui 発電所からマナウスまで高圧線を引っ張り、国の電力網につなぐ計画があったが、その後新聞に記事が載らない。	･Tucurui 発電所からマナウスまで高圧線を引っ張り、国の電力網につなぐ計画があるので、早く実現して欲しい。	
					(対応) ･2004 年 12 月、鉱山動力相は、①現在推進中の発電所工事のみでは 2009 年以降電力供給不足が生じること、②現在工事中止状態にある 45 の水力発電所を再着工すると語った。 ･2004 年 12 月 30 日、インフラなどの公共事業の建設、運営、保守で民間企業･民間資金の参加を促す「官民パートナーシップ（PPP）一般規則法」が制定され（法令 11079 号）。ただし、その稼動には時間を要する見込みである。		
		JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 日商 JEITA ジュエリ 日機輸 日商 JEITA 日機輸 日商	(4)	治安の悪化	･進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。 ･サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。 ･サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。 ･サンパウロ、リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安（重火器を持った強盗等）が悪化している。	･治安維持と規制緩和。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
		JEITA 日機輸 日商 日機輸 JEITA 日機輸			･雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化（最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという）が、投資環境にも影響している。 ･出張者の治安対策。 ･Belem-Sao Paulo 間の陸上輸送において盗賊によるトラックジャックが発生する。特に北東部ではインフラも良くなく、且つ警察も少ない為に一度盗難にあうと回収が困難である。 さらに、顧客への完成品輸送において、エスコートガードをつけていても盗賊による盗難が発生する	･当局による治安対策の強化。 ･北東部におけるインフラの整備。 ･警察による警備、取り締まりの強化。	
					(対応) ･カルドーゾ政権下で、貧困撲滅計画として、「アルボラーダ計画」と「活動的なコミュニティプログラム」が実施されてきた。 ･現ルーラ政権では、新設された食料安全保障･飢餓撲滅特別省の下で、飢餓ゼロプログラム（Programa Fome Zero）が、今後 4 年間に亘って実施されることになっている。 ･サンパウロ大都市圏の治安は改善がみられず、深刻な状況にある。拳銃強盗事件が多発しており、ブラジル人だけでなく、多くの日本人も被害にあっている。誘拐事件は増加傾向にあり、日本人に対する誘拐事件の危険度は低くはない。また、「短時間誘拐」が多発しており、サンパウロ市内においては 1 日平均 12 件発生しているという調査結果もある。 ･2007 年 8 月 21 日、行政府は、ブラジルの治安状態の改善と犯罪率の引下げのため、国家公安と市民権プログラム（PRONASCI）を打ち上げる暫定措置（PM）第 384 号を官報に公布した。		
		JEITA 日機輸 日商	(5)	ドル建ての価格体系	･弁護士、子会社等の価格体系等が R$通貨の国にも拘らず、ドル建てが一般的となっている。		
		日機輸	(6)	ブラジルコスト	･所謂ブラジルコストと総称される、税制、ビザ取得、国産化要請等のコスト負担増。	･政府間調整による規制緩和を期待。	
		JEITA 日機輸 日商	(7)	高い物価	･家賃等（不動産）が IGPM（総合物価指数）に連動して引き上げられ、インフレ要因となっている。間接的には生活料金、エネルギー（電気･ガス）、ガソリンの価格は（国内生産にも拘らず）ドルリンクされている。		
		日商	(8)	税関、港湾業務	･スト等が頻繁に発生しており、業務の停滞が発生。	･労働環境の改善等によるストの低減。	